

岩手県子どもの幸せ応援計画 (2020～2024)

岩手県子どもの貧困対策推進計画

令和2年7月
岩 手 県

目 次

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画の位置付け・性格 1
- 2 計画期間 2

第2章 本県の子どもの現状（岩手県子どもの生活実態調査報告書の概要）

- 1 調査の概要 3
- 2 分析の概要 3
- 3 本県の子どもの現状 5
- 4 主な課題 27

第3章 前期計画の取組状況

- 1 主な指標の進捗状況 29
- 2 取組の課題 30

第4章 施策の内容

- 1 基本目標 31
 - 2 重点施策 31
 - 3 計画の推進に当たって考慮する視点 32
- 重点施策1 教育の支援 33
- 重点施策2 生活の安定に資するための支援 43
- 重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 54
- 重点施策4 経済的支援 60
- 重点施策5 被災児童等に対する支援 65

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進 68
- 2 計画の進捗状況の公表及び見直し 68

資料編 69

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画の位置付け・性格

(1) 計画の位置付け

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

こうした考え方の下、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項の規定により、都道府県は、政府が定める「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（都道府県計画）を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、同法の規定に基づく都道府県計画として策定するものです。

(2) いわて子どもプラン（2020～2024）との関係

本計画は、いわて子どもプラン（2020～2024）の個別計画に位置付け、プランの目指す姿及び推進する施策を踏まえ、一体的に推進します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いわて子どもプラン					いわて子どもプラン（2020～2024） 【マスタープラン】				
いわての子どもの貧困対策推進計画					岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024） 【個別計画】				
岩手県子ども・子育て支援事業支援計画					岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024） 【個別計画】				
岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次計画）					岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024） 【個別計画】				
岩手県家庭的養護推進計画					岩手県社会的養育推進計画（2020～2029） 【個別計画】				
児童虐待防止アクションプラン（2016～2020） 【個別計画】					次期岩手県児童虐待防止アクションプラン				

- ・ **いわて子どもプラン【マスタープラン】**
子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」です。
- ・ **岩手県子ども・子育て支援事業支援計画【個別計画】**
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関して定める計画です。
- ・ **岩手県ひとり親家庭等自立促進計画【個別計画】**
ひとり親家庭等の親の自立とその子どもの健やかな成長に向けた施策について定める計画です。
岩手県子どもの幸せ応援計画の推進に当たっては、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の取組と連携し、一体的な施策の推進を図ります。
- ・ **岩手県社会的養育推進計画【個別計画】**
社会的養護を必要とする子どもが、家庭的環境の下で養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進するための施策について定める計画です。
- ・ **児童虐待防止アクションプラン【個別計画】**
児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を定める行動計画です。

2 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 本県の子どもの現状

(岩手県子どもの生活実態調査報告書の概要)

1 調査の概要

- ・ 本計画の策定に当たり、子どもの生活実態等を踏まえた具体的な取組等の検討を行うため、小学5年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者、就学援助制度利用世帯等の保護者に対し、平成30年度に全数調査を行いました。
- ・ 併せて、小学1年生から中学3年生までの全ての保護者に対し、自由記載による支援ニーズ調査を行いました。

	子どもの生活実態調査			就学援助制度 利用世帯等調査	支援ニーズ調査
	計	小学5年生	中学2年生		
調査時期	平成30年8月20日調査票一斉配付				平成30年8月20日～12月末
調査方法	無記名式全数調査（学校配付・回収）				記名式全数調査（学校配付、個別返送）
調査対象者	小学5年生、中学2年生の児童生徒及びその保護者全て			就学援助制度利用世帯等の保護者全て	小学1年生～中学3年生の保護者全て
調査対象者数	41,176人	20,222人	20,954人	7,748人	91,836人
回答数	36,491人 保護者18,199人 子18,292人	18,003人 保護者8,964人 子9,039人	18,488人 保護者9,235人 子9,253人	5,345人	868件
回答率	88.6%	89.0%	88.2%	69.0%	—
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 子どもの食事、健康状態、家庭生活・学校生活 ・ 保護者の就労状況、収入 ・ 世帯の暮らし向き ・ 公的支援等の利用状況 ※ 「就学援助制度利用世帯等調査」は、就学援助制度が学校で必要な費用として足りているかを独自の設問として設定しているほかは、「子どもの生活実態調査」と同じ内容				子育て全般に係る悩みや不安、困っていること等について自由記載

※ 県内の公立小・中学校を対象に実施

2 分析の概要

- ・ 「子どもの生活実態調査」及び「就学援助制度利用世帯等調査」については、収入階層及び世帯類型による子どもの生活実態の差を比較するため、世帯年収及び世帯構成の記載に不備がない保護者用調査票及びそれに対応する児童生徒用調査票を抽出し、収入階層別及び世帯類型別に比較分析を行いました。
- ・ その際、収入階層別については、「子どもの生活実態調査」の回答を、平成29年の世帯年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値により、「中央値（2,449,490円）以上」、「中央値（2,449,490円）未満」（中央値の1/2以上、中央値未満）及び「中央値の1/2（1,224,745円）未満」の3つに区分し、これに「就学援助制度利用世帯等調査」の回答

を加えた4階層に分類、集計しました。

- また、収入が低い階層において子どもの幸福感・自己肯定感が低い傾向が見られますが、その背景として多様な要素が関連していると考えられることから、これらの傾向を明らかにするため、幸福感・自己肯定感が高い子どもと低い子どもとの比較分析を行いました。
- 更に、「支援ニーズ調査」については、個別の支援ニーズの傾向を明らかにするため、KH Coder（樋口耕一）を用いた計量テキスト分析を行いました。

収入階層別（単位：世帯（＝保護者数））					
計 (D+E)	小計(A+B+C) (D)	小学5年生・中学2年生			就学援助世帯 (E)
		中央値以上 (A)	中央値未満 (B)	中央値の1/2 未満 (C)	
16,540	12,888	6,465	5,012	1,411	3,652
-	100.0%	50.2%	38.9%	10.9%	-

世帯類型別（単位：世帯（＝保護者数））						
計	両親のいる世帯	母子世帯（母及び18歳未満の子のみ）	母子世帯（18歳以上の親族等同居）	父子世帯（父及び18歳未満の子のみ）	父子世帯（18歳以上の親族等同居）	その他
16,540	12,716	2,299	1,169	131	199	26
100.0%	76.9%	13.9%	7.1%	0.8%	1.2%	0.2%

※ 世帯類型別の「その他」は、祖父母との同居など。

有効回答率（保護者）：小学5年生・中学2年生 70.8%、就学援助世帯 68.3%

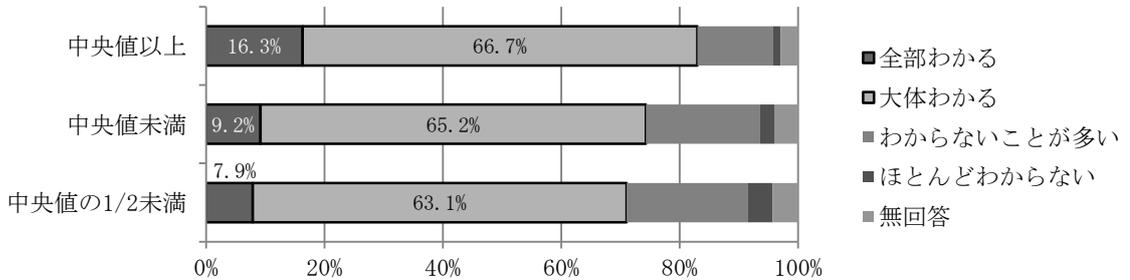
3 本県の子どもの現状

(1) 子どもの教育

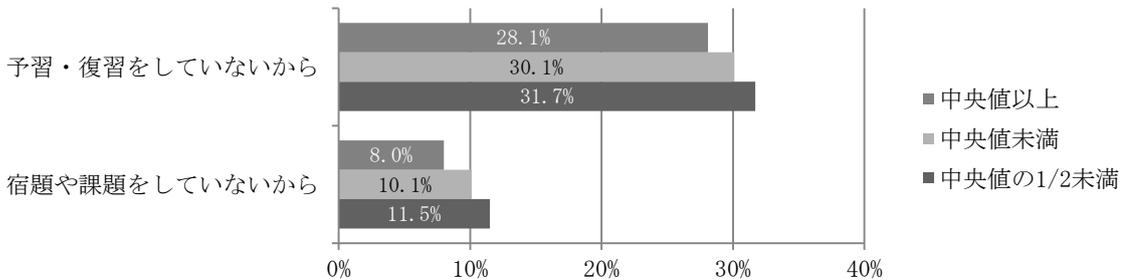
① 子どもの授業の理解度

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、授業の理解度が低い傾向にあり、その理由として、宿題や予習・復習などの家庭学習の不足を挙げた割合が高くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。

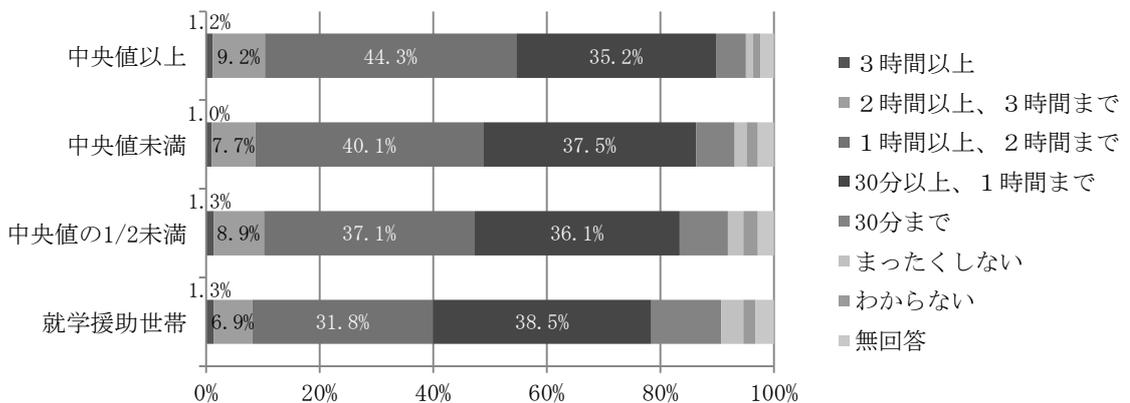


【児童生徒回答】授業がわからない理由は何ですか。(複数回答)



- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、家庭での学習時間が少ない傾向にあります。

【保護者回答】調査対象のお子さんは学校が終わってから、普段（月～金曜日）、塾の時間も含めて家庭などで1日あたりどのくらいの時間、勉強をしているか。



- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、授業の理解度が低く、授業がわからない理由として、勉強する気が起きないことを挙げた割合が高くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。(中央値の1/2未満)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 全部わかる	73 12.8%	1 1.3%	▲ 11.5
2 大体わかる	427 75.0%	43 55.8%	▲ 19.2
3 わからないことが多い	58 10.2%	19 24.7%	14.5
4 ほとんどわからない	6 1.1%	6 7.8%	6.7
5 無回答	5 0.9%	8 10.4%	9.5
計	569 100.0%	77 100.0%	0.0

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 全部わかる	27 4.6%	6 7.2%	2.6
2 大体わかる	358 61.0%	28 33.7%	▲ 27.3
3 わからないことが多い	160 27.3%	35 42.2%	14.9
4 ほとんどわからない	33 5.6%	13 15.7%	10.1
5 無回答	9 1.5%	1 1.2%	▲ 0.3
計	587 100.0%	83 100.0%	0.0

【児童生徒回答】授業がわからない理由は何ですか。(複数回答、全体)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 授業の進み方が早すぎるから	98 18.3%	27 22.5%	4.2
2 授業の内容がむずかしいから	330 61.6%	68 56.7%	▲ 4.9
3 今まで習ってきたことがわからないから	89 16.6%	23 19.2%	2.6
4 宿題や課題をしていないから	22 4.1%	13 10.8%	6.7
5 予習・復習をしていないから	102 19.0%	16 13.3%	▲ 5.7
6 苦手・きらいな教科が多いから	288 53.7%	52 43.3%	▲ 10.4
7 勉強をする気がおきないから	138 25.7%	42 35.0%	9.3
8 その他	30 5.6%	10 8.3%	2.7
9 無回答	12 2.2%	3 2.5%	0.3

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 授業の進み方が早すぎるから	314 23.9%	76 27.2%	3.3
2 授業の内容がむずかしいから	708 53.8%	151 54.1%	0.3
3 今まで習ってきたことがわからないから	396 30.1%	88 31.5%	1.4
4 宿題や課題をしていないから	124 9.4%	53 19.0%	9.6
5 予習・復習をしていないから	436 33.1%	110 39.4%	6.3
6 苦手・きらいな教科が多いから	764 58.1%	179 64.2%	6.1
7 勉強をする気がおきないから	448 34.0%	132 47.3%	13.3
8 その他	101 7.7%	33 11.8%	4.1
9 無回答	18 1.4%	1 0.4%	▲ 1.0

- 収入が中央値の 1/2 未満の世帯の子どものうち、授業の理解度が低い子どもは、高い子どもに比べ、家族の良いところとして、家で落ち着いて勉強できることを挙げた割合が低くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。

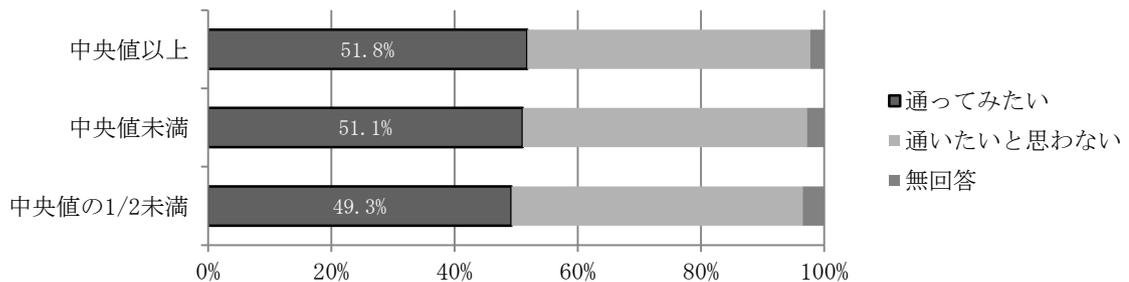
【児童生徒回答】あなたの家族の良いところはどれですか。(複数回答のうち「家で落ち着いて勉強できる」を選択)

	問 6 あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。(1つに○)			
	小学5年生 中央値の1/2未満		中学2年生 中央値の1/2未満	
	全部わかる、 大体わかる	わからないこ とが多い、ほ とんどわから ない	全部わかる、 大体わかる	わからないこ とが多い、ほ とんどわから ない
問 8 家で落ち着いて勉強できる	284 50.5%	28 30.4%	170 38.5%	45 17.6%

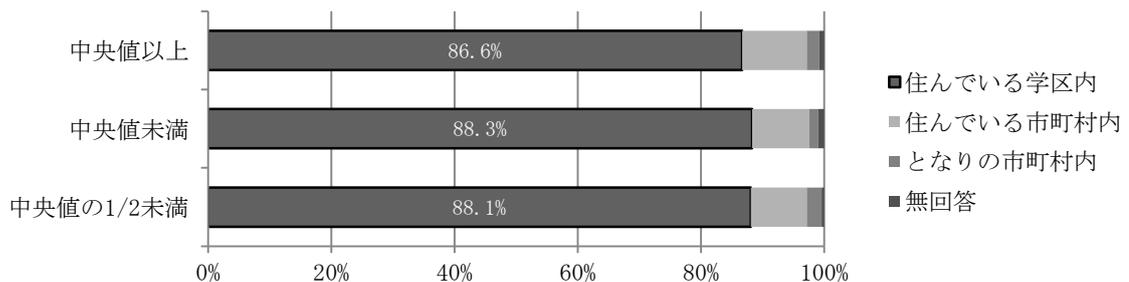
※ 問 6 について無回答の者を除く。

- 収入に関わらず、約半数の子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。

【児童生徒回答】あなたは、無料で勉強を教えてもらえる場所があったら、通いたいと思いますか。



【児童生徒回答】その場所は、どの範囲にあれば通いたいと思いますか。

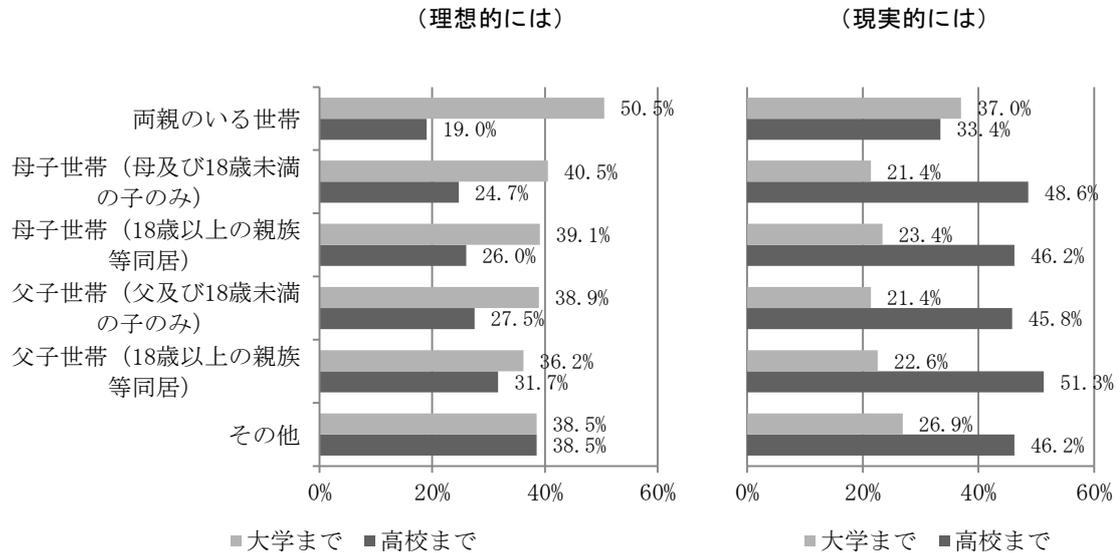


② 子どもの就学

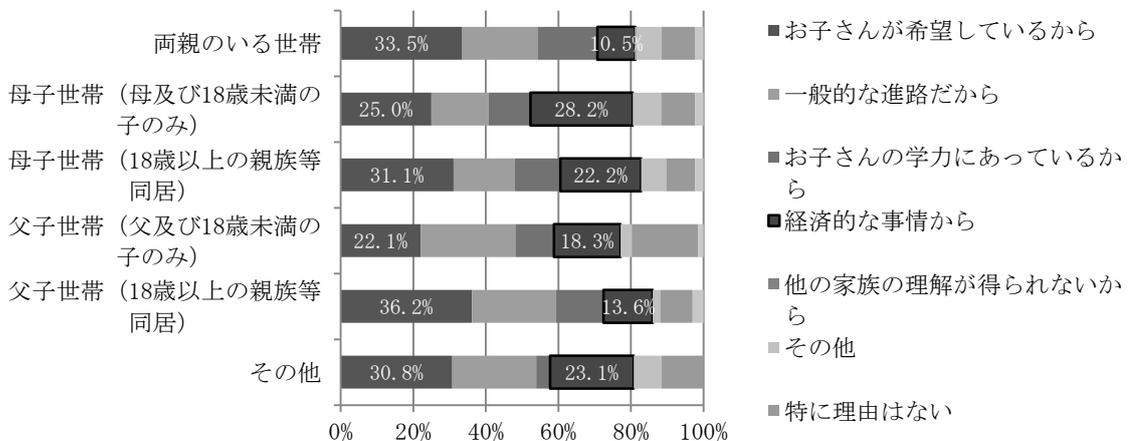
- 母子世帯の保護者は、子どもに、理想的には大学まで進んでほしいが、現実的には高校までと考えている場合が多く、そのように考える理由として2割以上の保護者が経済的な事情を挙げています。

【保護者回答】あなたは調査対象のお子さんに、理想的には、どの段階の学校まで進んでほしいか。

【保護者回答】あなたは調査対象のお子さんが、現実的には、どの段階の学校まで進むと考えているか。

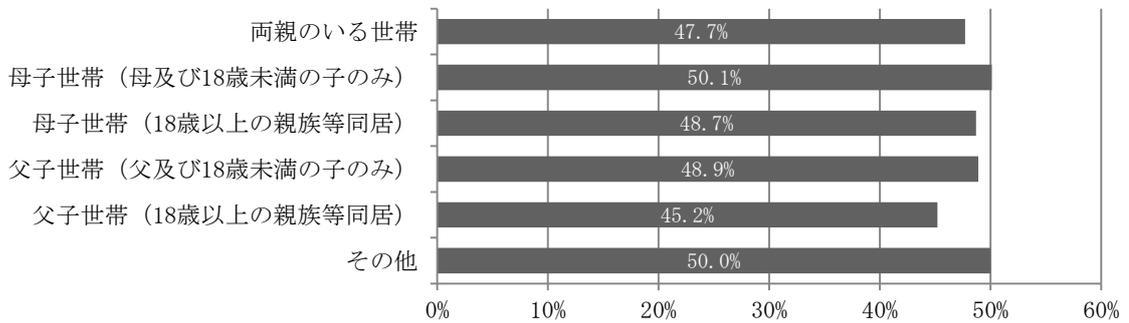


【保護者回答】あなたが問24のようにお考えになる理由は何ですか。



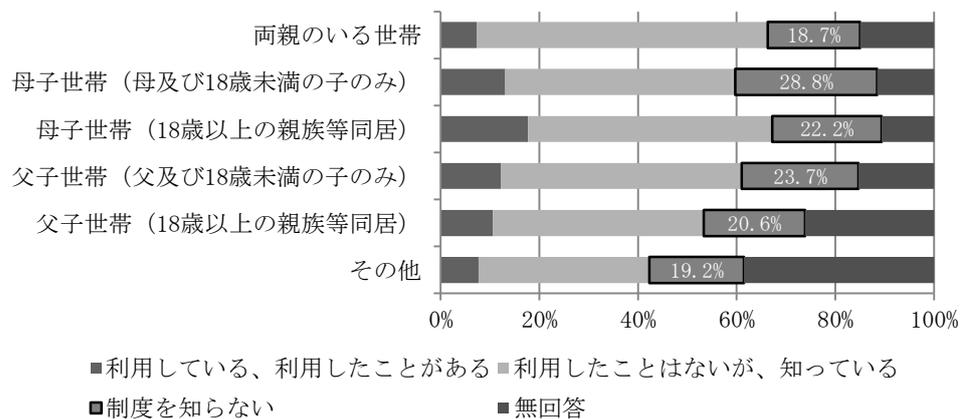
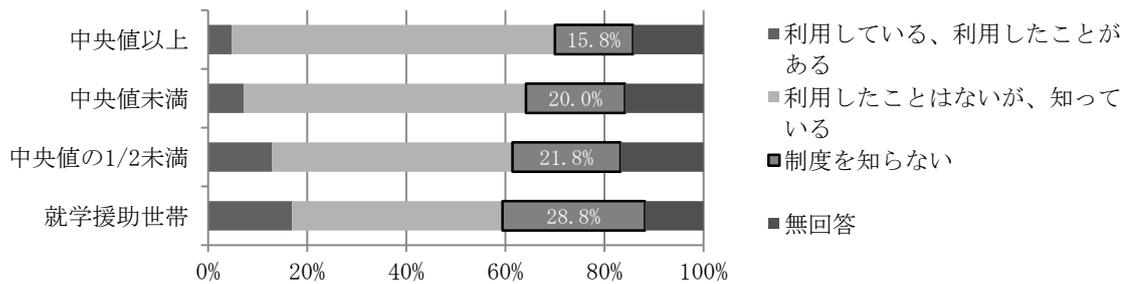
- 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっています。

【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。(複数回答のうち「子どもの教育のための経済的支援」)



- 子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が、母子世帯や就学援助世帯の保護者に行き届いていません。

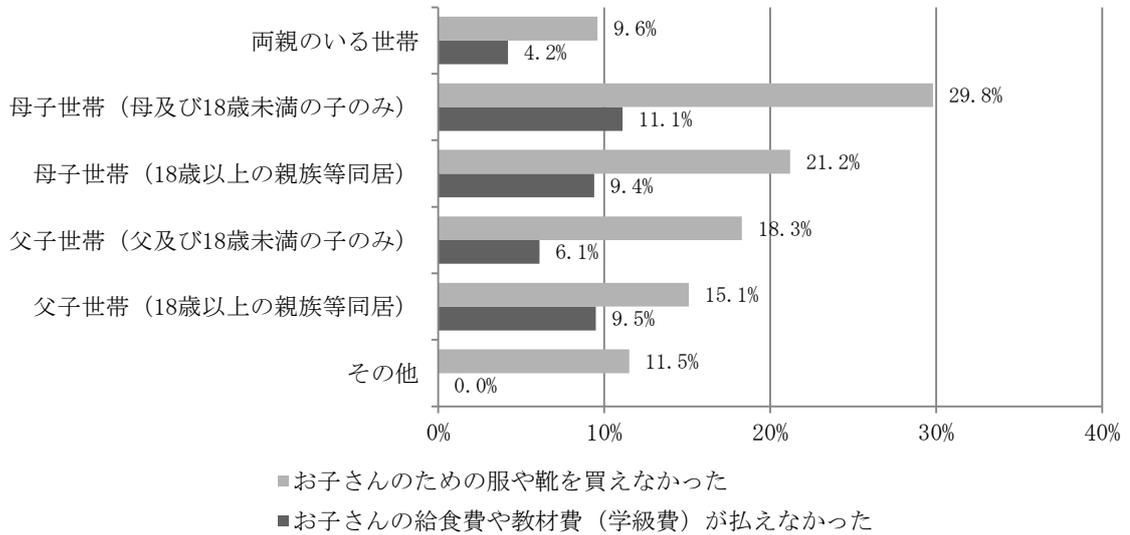
【保護者回答】次の公的制度を利用した(または支援を受けた)ことがありますか。「(お子さんの兄弟姉妹)奨学給付金」



③ 子どもの学校生活等

- 母子世帯では、両親のいる世帯及び父子世帯に比べ、経済的な理由により子どもの給食費や教材費が払えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答から抜粋）



- ・ 小学5年生では、経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連がより大きいことが窺えます。

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満）

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満）

（世帯全体の生活に現れた場合）

（子どもに直接現れた場合）

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。（1つに○）		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 電気・ガス・水道などが止められた	24 4.2%	2 2.6%	▲ 1.6
2 医療機関を受診することができなかった（予防接種を含む）	67 11.8%	12 15.6%	3.8
3 生活費を金融機関などから借金をした	70 12.3%	13 16.9%	4.6
4 最低限の食事を食うことができなかった	10 1.8%	5 6.5%	4.7
5 クレジットカードの利用が停止になった	24 4.2%	8 10.4%	6.2
6 国民健康保険料や国民年金の支払いが滞った	100 17.6%	15 19.5%	1.9
7 税金の支払いが滞った	103 18.1%	15 19.5%	1.4
8 電話（固定・携帯）などの通信料の支払いが滞った	68 12.0%	15 19.5%	7.5
9 家賃や住宅ローンの支払いが滞った	42 7.4%	10 13.0%	5.6
10 新しい衣服や靴を買うことができなかった	147 25.8%	21 27.3%	1.5
11 冠婚葬祭のつきあいを控えた	52 9.1%	7 9.1%	0.0
12 理髪店や美容院に行くことができなかった	136 23.9%	20 26.0%	2.1
13 敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	35 6.2%	5 6.5%	0.3
14 趣味やレジャーの出費を減らした	252 44.3%	37 48.1%	3.8
15 どれにもあてはまらない	198 34.8%	23 29.9%	▲ 4.9
16 無回答	17 3.0%	1 1.3%	▲ 1.7

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。（1つに○）		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 お子さんを医療機関を受診させることができなかった（予防接種を含む）	72 12.7%	13 16.9%	4.2
2 お子さんのための服や靴を買えなかった	116 20.4%	19 24.7%	4.3
3 お子さんのための本や絵本を買えなかった	73 12.8%	10 13.0%	0.2
4 お子さんの給食費や教材費（学級費）が払えなかった	53 9.3%	19 24.7%	15.4
5 お子さんを遠足や修学旅行に参加させることができなかった	1 0.2%	1 1.3%	1.1
6 お子さんを習い事に通わせることができなかった（通信教育を含む）	89 15.6%	19 24.7%	9.1
7 お子さんに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった	92 16.2%	23 29.9%	13.7
8 家族旅行（日帰りを含む）ができなかった	179 31.5%	34 44.2%	12.7
9 どれにもあてはまらない	294 51.7%	33 42.9%	▲ 8.8
10 無回答	31 5.4%	2 2.6%	▲ 2.8

- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、嫌なことや悩みを誰にも相談しない割合が高くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、いやなことや悩みがあるとき、だれに相談しますか。(複数回答から抜粋、全体)

(小学5年生)

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)			(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
	とても幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)		
保護者・親・兄弟姉妹	4,268 76.5%	226 48.8%	▲ 27.7	
学校の友だち	2,898 51.9%	153 33.0%	▲ 18.9	
だれにも相談しない	535 9.6%	139 30.0%	20.4	

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)			(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
	とても幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)		
保護者・親・兄弟姉妹	3,583 63.6%	197 34.1%	▲ 29.5	
学校の友だち	3,862 68.6%	248 43.0%	▲ 25.6	
だれにも相談しない	593 10.5%	179 31.0%	20.5	

(2) 子どもと保護者の生活

① 子どもの家庭環境

- ・ 家族の団らんや会話が多いこと、家で落ち着いて勉強できることなどの家庭環境と、子どもの幸福感・自己肯定感とは、大きく関連していることが窺えます。

【児童生徒回答】あなたの家族の良いところはどれですか。(複数回答、全体)

(小学5年生)

(中学2年生)

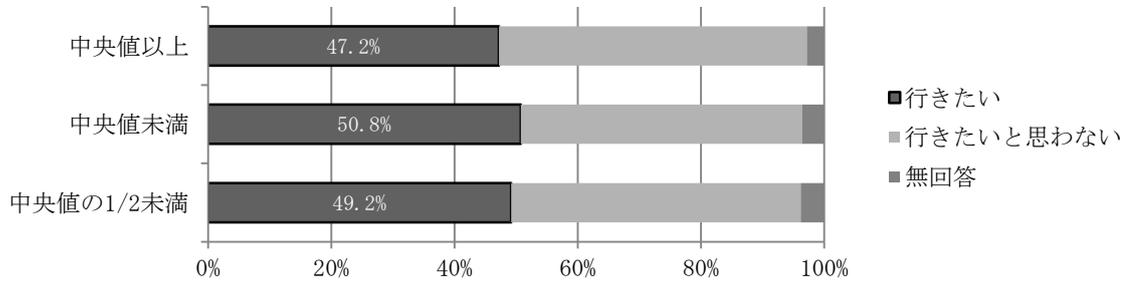
	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)			(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
	とても幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)		
1 家族の団らんや会話が多い	3,580 64.1%	137 29.6%	▲ 34.5	
2 親がやさしい	3,580 64.1%	126 27.2%	▲ 36.9	
3 親が自分の気持ちをわかってくれる	3,143 56.3%	98 21.2%	▲ 35.1	
4 父親と母親の仲が良い	2,863 51.3%	98 21.2%	▲ 30.1	
5 兄弟姉妹との仲が良い	2,185 39.1%	81 17.5%	▲ 21.6	
6 家で落ち着いて勉強できる	3,123 55.9%	119 25.7%	▲ 30.2	
7 病気の人やお年寄りの世話を協力してやっている	1,234 22.1%	52 11.2%	▲ 10.9	
8 いつもご飯が用意されている	4,587 82.2%	254 54.9%	▲ 27.3	
9 着る服がたくさんある	4,209 75.4%	211 45.6%	▲ 29.8	
10 家の中がきれいに片付いている	2,139 38.3%	82 17.7%	▲ 20.6	
11 家にお金がたくさんある	1,271 22.8%	52 11.2%	▲ 11.6	
12 その他	239 4.3%	15 3.2%	▲ 1.1	
13 特にない	67 1.2%	64 13.8%	12.6	
14 無回答	84 1.5%	17 3.7%	2.2	

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)			(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
	とても幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)		
1 家族の団らんや会話が多い	3,632 64.5%	181 31.4%	▲ 33.1	
2 親がやさしい	2,711 48.1%	99 17.2%	▲ 30.9	
3 親が自分の気持ちをわかってくれる	2,249 39.9%	66 11.4%	▲ 28.5	
4 父親と母親の仲が良い	2,191 38.9%	105 18.2%	▲ 20.7	
5 兄弟姉妹との仲が良い	2,208 39.2%	118 20.5%	▲ 18.7	
6 家で落ち着いて勉強できる	2,384 42.3%	98 17.0%	▲ 25.3	
7 病気の人やお年寄りの世話を協力してやっている	804 14.3%	43 7.5%	▲ 6.8	
8 いつもご飯が用意されている	4,206 74.7%	315 54.6%	▲ 20.1	
9 着る服がたくさんある	2,576 45.7%	141 24.4%	▲ 21.3	
10 家の中がきれいに片付いている	1,790 31.8%	93 16.1%	▲ 15.7	
11 家にお金がたくさんある	707 12.6%	37 6.4%	▲ 6.2	
12 その他	197 3.5%	25 4.3%	0.8	
13 特にない	152 2.7%	110 19.1%	16.4	
14 無回答	111 2.0%	30 5.2%	3.2	

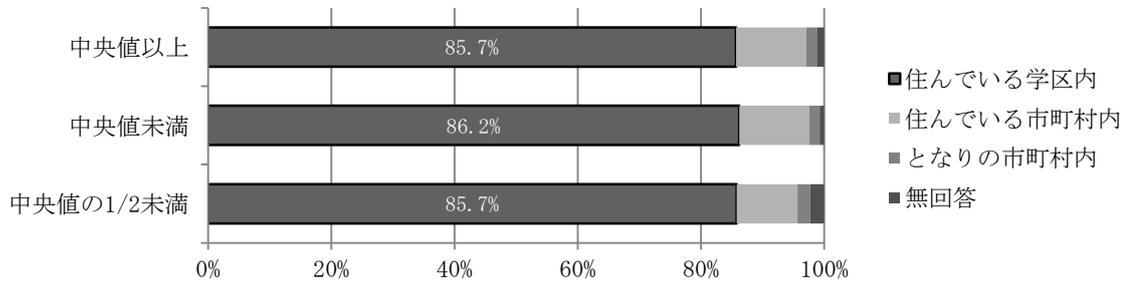
② 子どもの居場所

- 収入に関わらず、約半数の子どもが「子ども食堂」(※)の利用を望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。

【児童生徒回答】あなたは、無料か安い料金でご飯が食べられる「子ども食堂」があったら行きたいと思いますか。



【児童生徒回答】その場所は、どの範囲にあれば利用したいと思いますか。



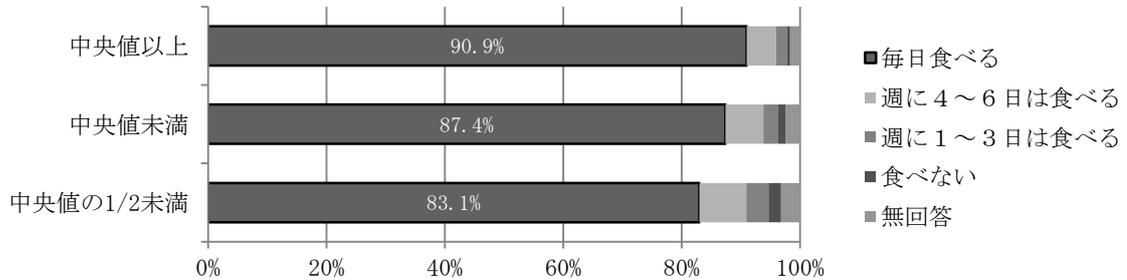
※ 子どもが一人でも安心して過ごすことができ、無料あるいは安く食事ができる居場所です。

③ 子どもの朝食の摂取

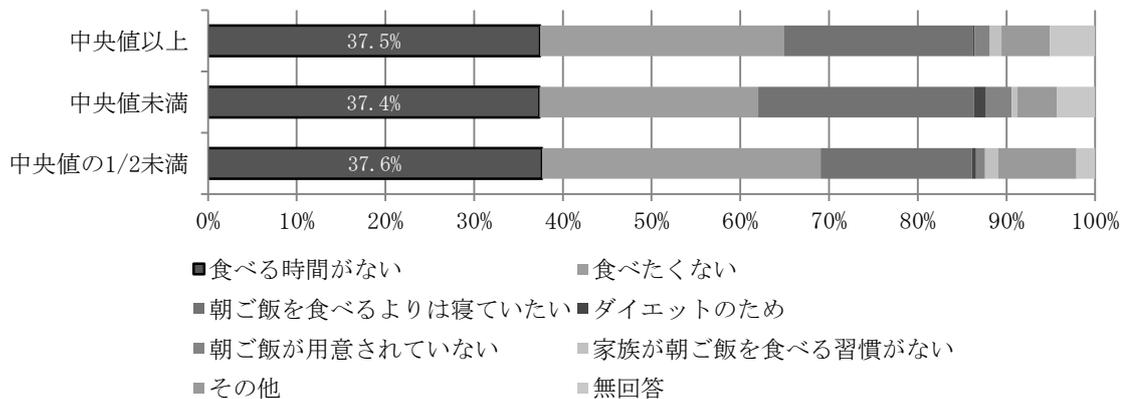
- 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、食べない理由として、食べる時間がないことを挙げた割合が高くなっています。

また、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を大人の家族と一緒に食べる頻度が低くなっています。

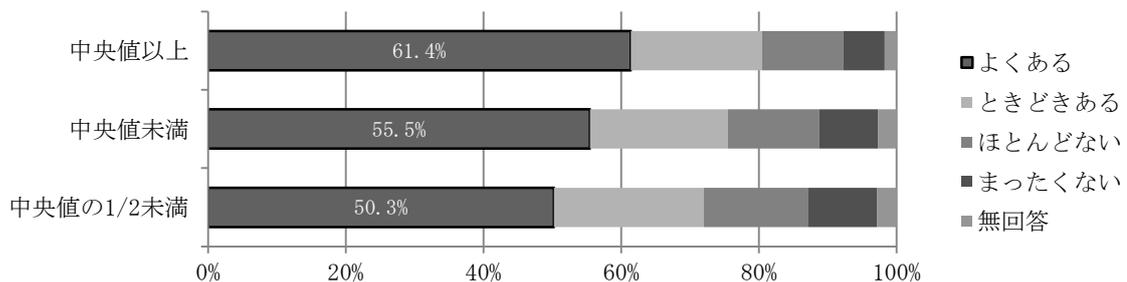
【児童生徒回答】あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。



【児童生徒回答】朝ご飯を食べない最も大きな理由は何ですか。



【児童生徒回答】あなたは、次のようなことをどのくらいしていますか。「大人の家族と朝ご飯と一緒に食べる」



- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、大人の家族と朝食を一緒に食べることがよくある割合も低くなっています。

【児童生徒回答】あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。(全体)

(小学5年生)

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 毎日食べる⇒問3へ	5,188 92.9%	388 83.8%	▲ 9.1
2 週に4～6日は食べる⇒問2へ	242 4.3%	40 8.6%	4.3
3 週に1～3日は食べる⇒問2へ	86 1.5%	19 4.1%	2.6
4 食べない⇒問2へ	29 0.5%	8 1.7%	1.2
5 無回答	37 0.7%	8 1.7%	1.0
計	5,582 100.0%	463 100.0%	0.0

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 毎日食べる⇒問3へ	5,023 89.2%	438 75.9%	▲ 13.3
2 週に4～6日は食べる⇒問2へ	355 6.3%	79 13.7%	7.4
3 週に1～3日は食べる⇒問2へ	153 2.7%	30 5.2%	2.5
4 食べない⇒問2へ	62 1.1%	23 4.0%	2.9
5 無回答	39 0.7%	7 1.2%	0.5
計	5,632 100.0%	577 100.0%	0.0

【児童生徒回答】あなたは、次のようなことをどのくらいしていますか。「大人の家族と朝ご飯を一緒に食べる」(全体)

(小学5年生)

(中学2年生)

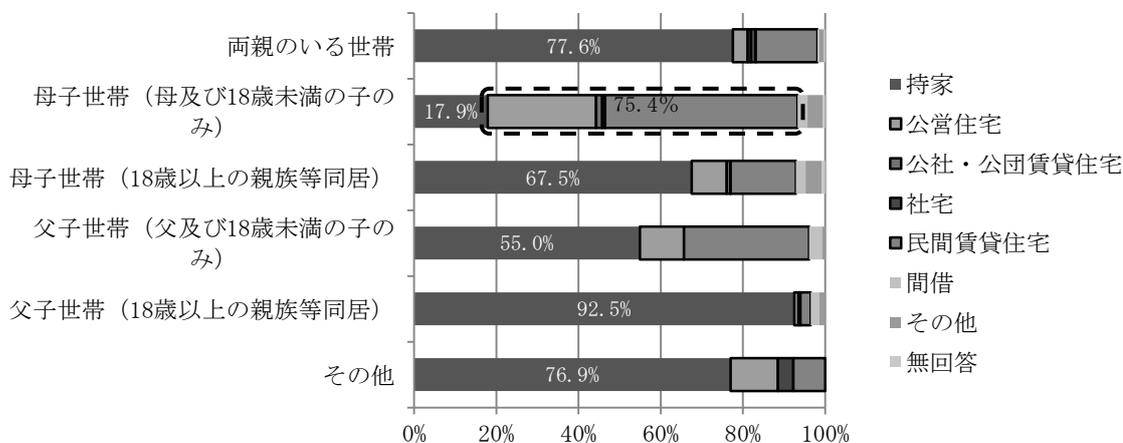
	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 よくある	3,599 64.5%	230 49.7%	▲ 14.8
2 ときどきある	1,125 20.2%	100 21.6%	1.4
3 ほとんどない	558 10.0%	76 16.4%	6.4
4 まったくない	252 4.5%	51 11.0%	6.5
5 無回答	48 0.9%	6 1.3%	0.4
計	5,582 100.0%	463 100.0%	0.0

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 よくある	3,154 56.0%	204 35.4%	▲ 20.6
2 ときどきある	1,113 19.8%	126 21.8%	2.0
3 ほとんどない	838 14.9%	106 18.4%	3.5
4 まったくない	485 8.6%	134 23.2%	14.6
5 無回答	42 0.7%	7 1.2%	0.5
計	5,632 100.0%	577 100.0%	0.0

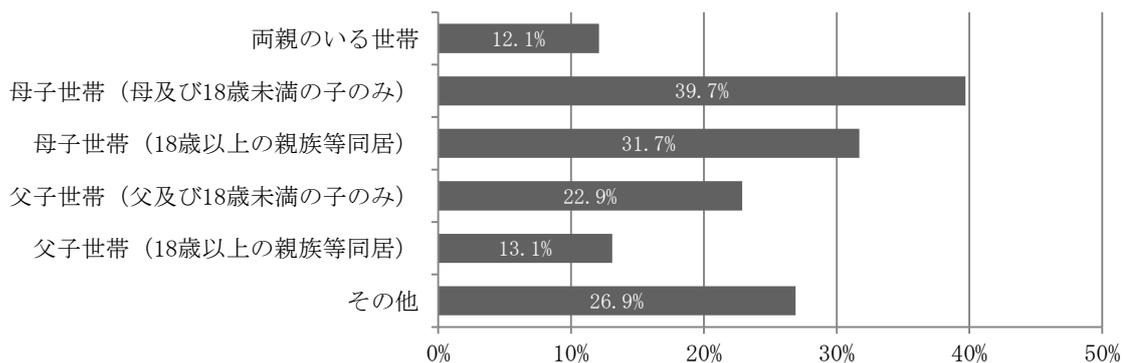
④ 世帯の住居

- 母及び18歳未満の子のみの母子世帯では、7割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。

【保護者回答】現在、調査対象のお子さんのお住まいの住居



【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。（複数回答のうち「低い家賃で住めるところ（公営住宅など）」



⑤ 保護者への相談支援

- 子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。

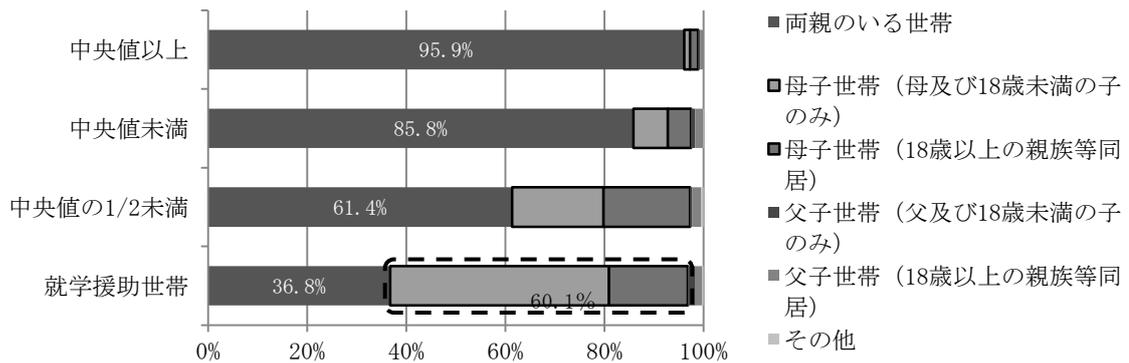
【保護者回答】次のことで相談できる人はだれですか。「お金の相談・家計管理」（複数回答）

	両親のいる世帯	母子世帯（母及び18歳未満の子のみ）	母子世帯（18歳以上の親族等同居）	父子世帯（父及び18歳未満の子のみ）	父子世帯（18歳以上の親族等同居）	その他
1 自分の親や配偶者・パートナーの親	10,688 84.1%	993 43.2%	637 54.5%	41 31.3%	97 48.7%	8 30.8%
2 兄弟や親戚	1,527 12.0%	439 19.1%	213 18.2%	26 19.8%	27 13.6%	8 30.8%
3 友人、知人や同僚	1,087 8.5%	310 13.5%	126 10.8%	15 11.5%	15 7.5%	3 11.5%
4 民生委員・児童委員	2 0.0%	5 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 学校の先生	10 0.1%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
6 放課後児童クラブや児童センターの指導員	4 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
7 保健センターや市町村などの窓口	21 0.2%	24 1.0%	7 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
8 社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関	36 0.3%	45 2.0%	12 1.0%	1 0.8%	1 0.5%	0 0.0%
9 その他	191 1.5%	63 2.7%	47 4.0%	8 6.1%	8 4.0%	2 7.7%
10 相談できる人はいない	1,074 8.4%	817 35.5%	317 27.1%	48 36.6%	65 32.7%	4 15.4%
11 無回答	437 3.4%	90 3.9%	40 3.4%	13 9.9%	15 7.5%	4 15.4%

(3) 保護者の就労

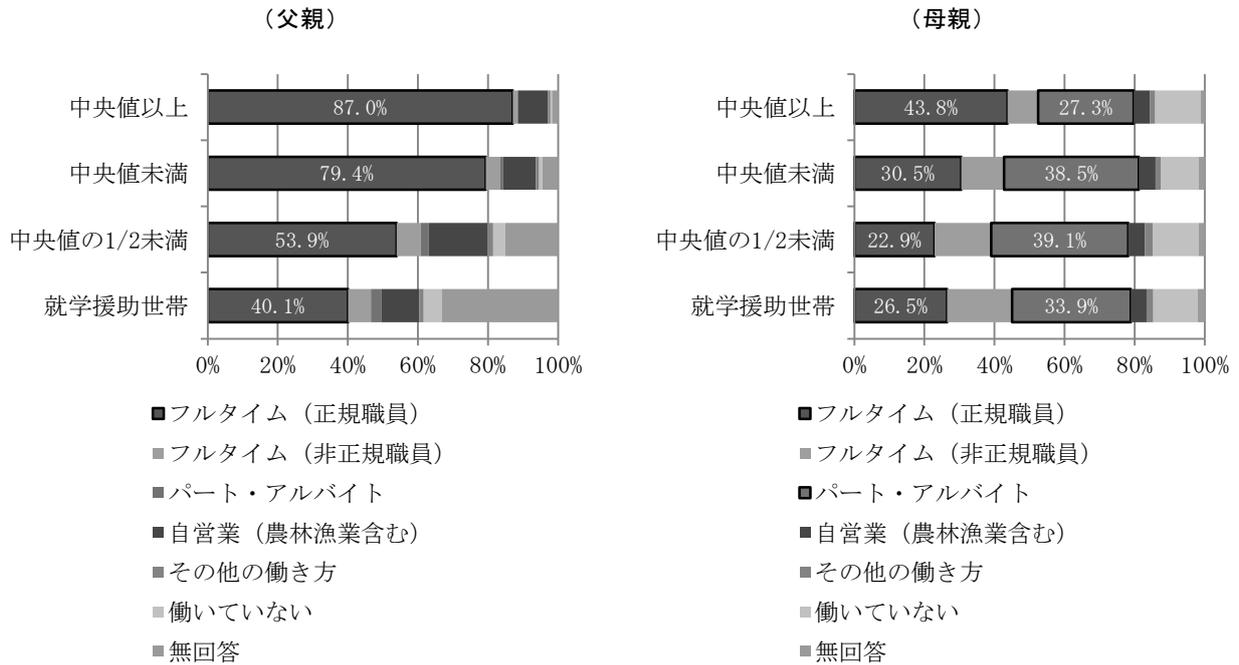
① 母子世帯の保護者の就労

- 就学援助世帯の6割を母子世帯が占めるなど、母子世帯の収入が低い状況にあります。



- ・ 母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。

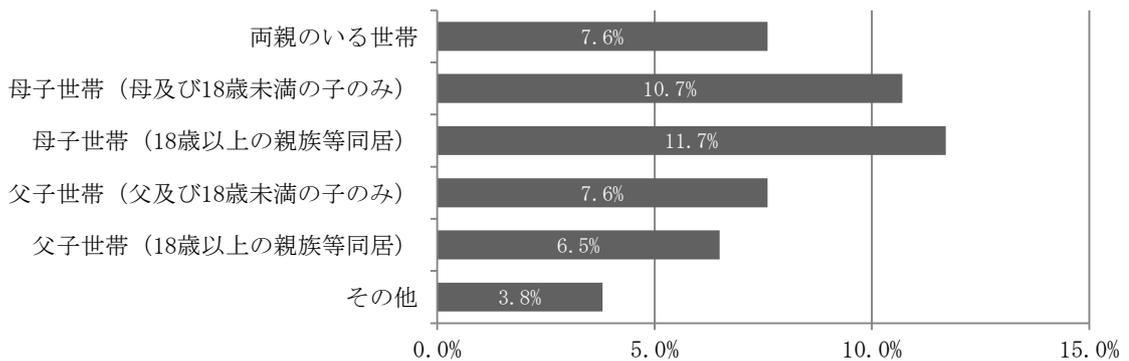
【保護者回答】父親（母親）の現在のお仕事は次のどれにもっとも近いですか。



※ 「父親はいない」、「母親はいない」を除いて再集計。

- ・ 母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。

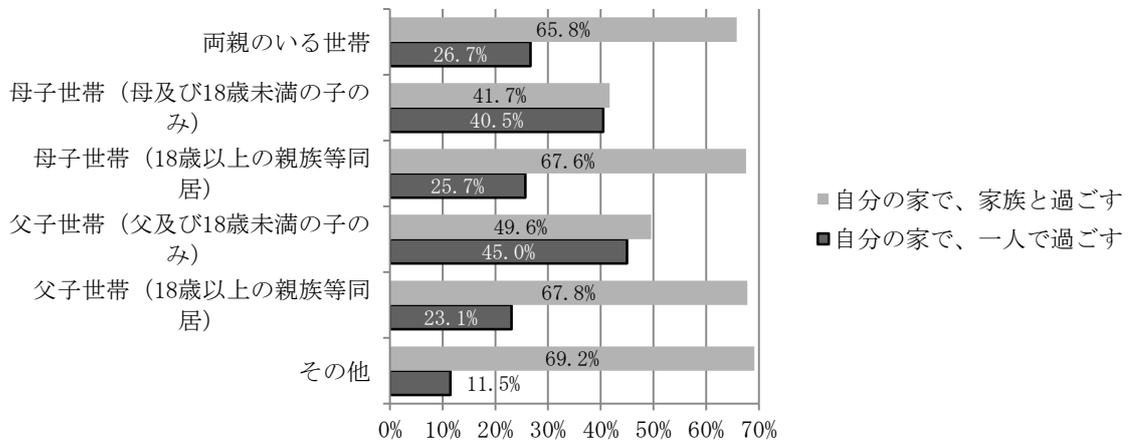
【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。（複数回答のうち「生活向上のための保護者の資格取得、教育の機会」）



② 子どもの放課後の過ごし方

- 親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の子どもは、平日の放課後に家で一人で過ごす割合が高くなっています。

【保護者回答】調査対象のお子さんの、平日の学校が終わった後の過ごし方（複数回答から抜粋）



- 放課後児童クラブの利用料負担軽減や、サービスの地域格差の解消、利用時間の延長などに関するニーズが高くなっています。

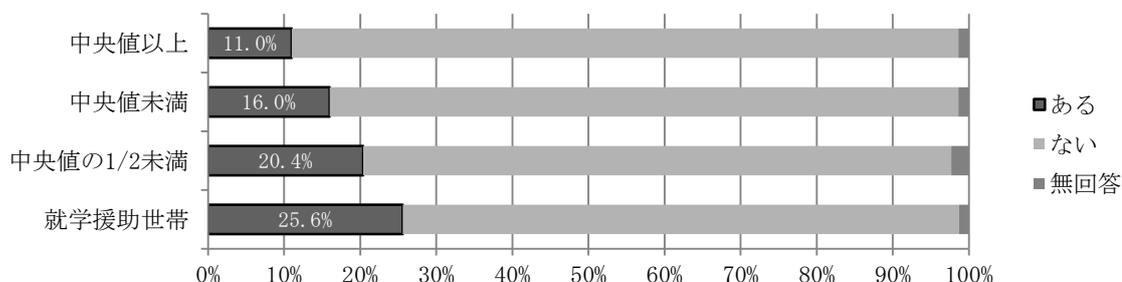
【支援ニーズ調査回答】「児童」、「利用」、「センター」、「学童」、「保育」が使用される個別支援ニーズの例

- 学童保育をもっと気軽に利用したいのですが、料金がなくて利用をためらっています。〇〇市のように、児童館として開設していただくと料金も安く、どの家庭でも利用できると思います。岩手県全域で同じ様に料金も安く安心して子どもを預けられるようにして欲しいです。
- 学童保育の料金が負担なので、〇〇市にも△△市の様に児童センターを作ってほしい。
- 親が仕事に就く際に、学童保育を行っていない地区なのでとても仕事を探すのが困難である。
- 市町村によっては学童保育も1万～千円いかない所もあり不公平な所があるように思える。
- 母親が家庭の経済状況から働かなくては行けないが、児童センター、学童が6時まででフルタイムで働けない。希望する職種は就業時間が午後6時以降に終了するのが多く、安心して働けない。学童、児童センターの利用時間を午後7時までにはできませんか？
- 児童センターも保育園の様に柔軟性をもっといただき、19時、20時等閉館時間を延長して下さい。現状、子どもは、放課後は一人でお留守番です。私達家族も安心して仕事に集中させてください。

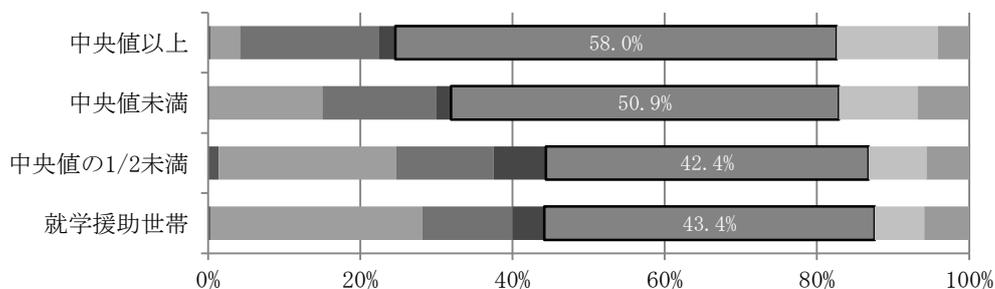
③ 保護者の仕事と子育ての両立

- 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。

【保護者回答】過去1年間に医療機関でお子さんを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。



【保護者回答】その理由はなんですか。



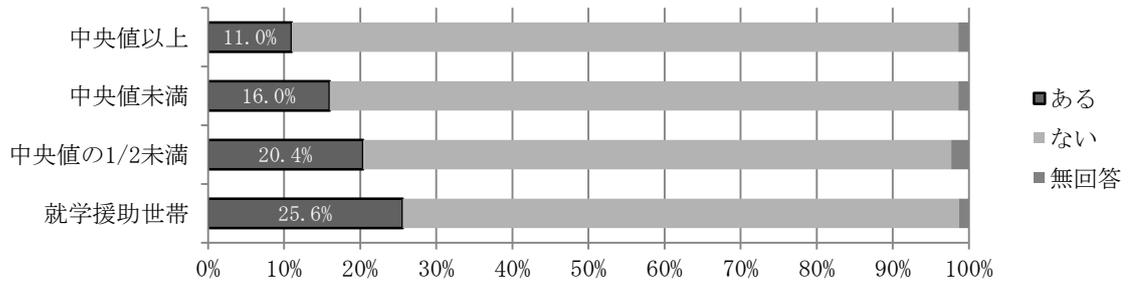
- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関での自己負担金を支払うことができなかったため
- お子さん本人が(行くのが)嫌だと言ったため
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため
- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため
- その他
- 無回答

(4) 世帯の経済状況

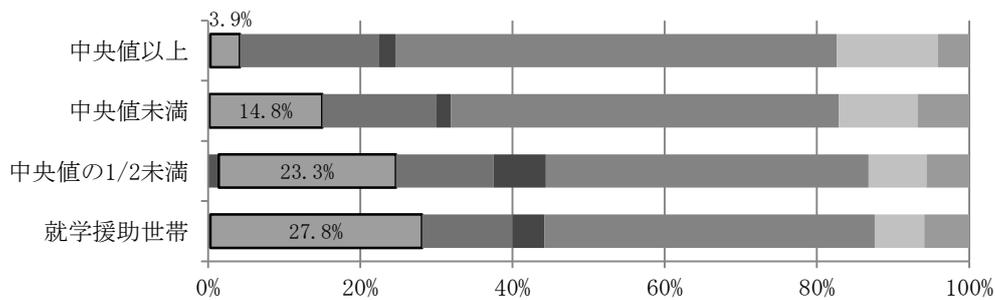
① 子どもの医療機関の受診

- 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、収入が中央値の1/2未満の世帯及び就学援助世帯では、2割以上が医療費の支払いが困難なことを理由に挙げています。

【保護者回答】過去1年間に医療機関でお子さんを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。



【保護者回答】その理由はなんですか。



- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関での自己負担金を支払うことができなかったため
- お子さん本人が(行くのが)嫌だと言ったため
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため
- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため
- その他
- 無回答

- ・ 医療費助成制度の対象拡大や現物給付化に関するニーズが高くなっています。

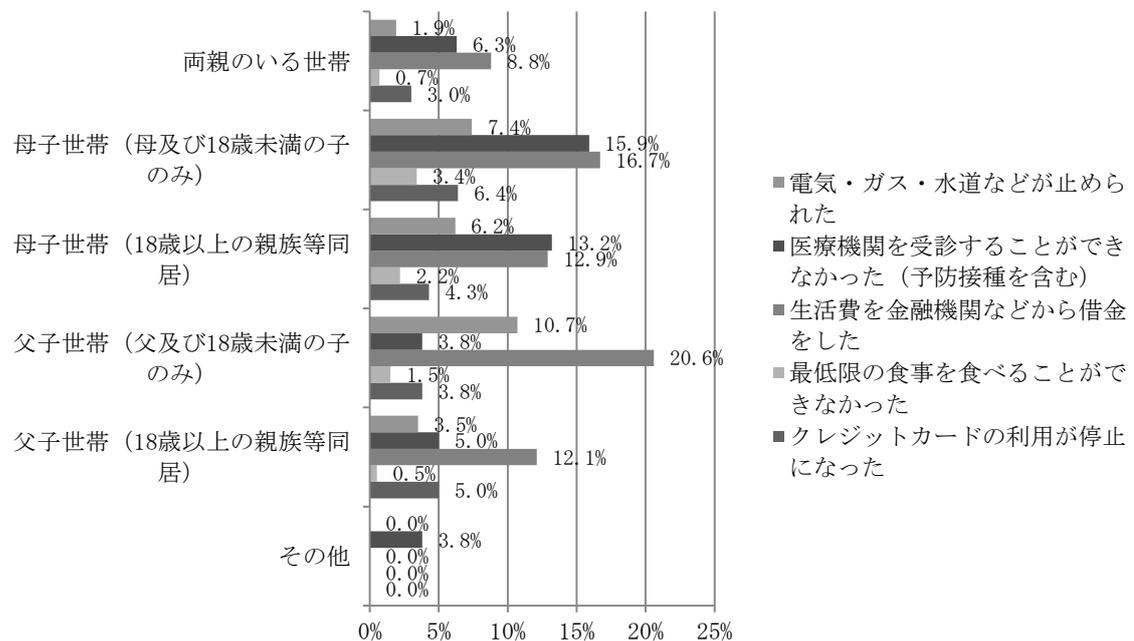
【支援ニーズ調査回答】「医療」、「助成」、「制度」が使用される個別支援ニーズの例

- ・ 医療費助成制度を中学校までにしてほしい。
- ・ 大きくなって中学生になった時の医療費助成制度が無くなるのは不安。
- ・ 後から口座振り込みではなく、子どもの医療費助成制度に関しては、窓口支払いがない方がとても助かります。
- ・ 子どもの医療費助成制度について、3カ月後に戻ってくることは、ありがたいのですが、病院の会計の時に、750 円のみを支払ですむと、家計が助かります。
- ・ 子どもの医療費助成制度で市町村によって年齢や金額が違うのを岩手県で統一してほしい。
- ・ 医療費助成制度について、現在未就学児までは窓口負担なしの制度になり、大変助かっています。ぜひ、小、中学生も 750 円以上の医療費の一時負担を無くす形に制度を改革していただきたいと強く思っております。宜しくお願い致します。

② ひとり親世帯の経済的な支援

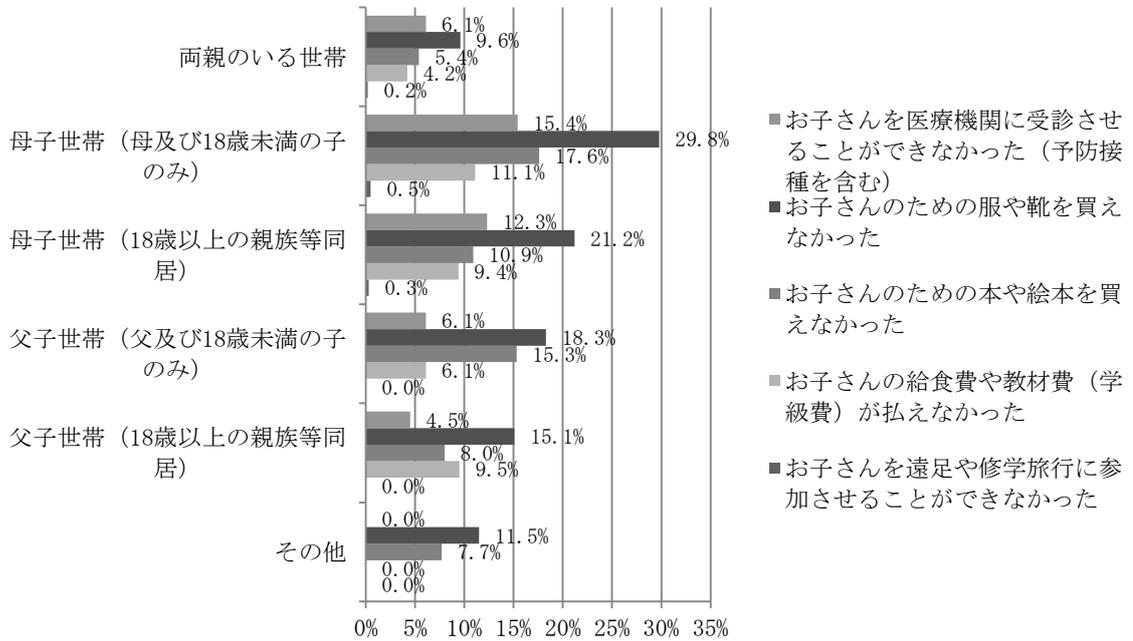
- ・ 母子世帯及び父子世帯の保護者は、両親のいる世帯に比べ、経済的な理由により電気・ガス・水道などが止められた、生活費を金融機関などから借金したなど、生活への影響が大きい経験をした割合が高くなっています。

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答から抜粋）



- 母子世帯の保護者は、両親のいる世帯及び父子世帯に比べ、経済的な理由により子どもの服や靴を買えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。【再掲】

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答から抜粋）



- ・ 小学5年生では、経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連がより大きいことが窺えます。【再掲】

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満）

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満）

（世帯全体の生活に現れた場合）

（子どもに直接現れた場合）

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。（1つに○）		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 電気・ガス・水道などが止められた	24 4.2%	2 2.6%	▲ 1.6
2 医療機関を受診することができなかった（予防接種を含む）	67 11.8%	12 15.6%	3.8
3 生活費を金融機関などから借金をした	70 12.3%	13 16.9%	4.6
4 最低限の食事を食うことができなかった	10 1.8%	5 6.5%	4.7
5 クレジットカードの利用が停止になった	24 4.2%	8 10.4%	6.2
6 国民健康保険料や国民年金の支払いが滞った	100 17.6%	15 19.5%	1.9
7 税金の支払いが滞った	103 18.1%	15 19.5%	1.4
8 電話（固定・携帯）などの通信料の支払いが滞った	68 12.0%	15 19.5%	7.5
9 家賃や住宅ローンの支払いが滞った	42 7.4%	10 13.0%	5.6
10 新しい衣服や靴を買うことができなかった	147 25.8%	21 27.3%	1.5
11 冠婚葬祭のつきあいを控えた	52 9.1%	7 9.1%	0.0
12 理髪店や美容院に行くことができなかった	136 23.9%	20 26.0%	2.1
13 敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	35 6.2%	5 6.5%	0.3
14 趣味やレジャーの出費を減らした	252 44.3%	37 48.1%	3.8
15 どれにもあてはまらない	198 34.8%	23 29.9%	▲ 4.9
16 無回答	17 3.0%	1 1.3%	▲ 1.7

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。（1つに○）		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 お子さんを医療機関を受診させることができなかった（予防接種を含む）	72 12.7%	13 16.9%	4.2
2 お子さんのための服や靴を買えなかった	116 20.4%	19 24.7%	4.3
3 お子さんのための本や絵本を買えなかった	73 12.8%	10 13.0%	0.2
4 お子さんの給食費や教材費（学級費）が払えなかった	53 9.3%	19 24.7%	15.4
5 お子さんを遠足や修学旅行に参加させることができなかった	1 0.2%	1 1.3%	1.1
6 お子さんを習い事に通わせることができなかった（通信教育を含む）	89 15.6%	19 24.7%	9.1
7 お子さんに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった	92 16.2%	23 29.9%	13.7
8 家族旅行（日帰りを含む）ができなかった	179 31.5%	34 44.2%	12.7
9 どれにもあてはまらない	294 51.7%	33 42.9%	▲ 8.8
10 無回答	31 5.4%	2 2.6%	▲ 2.8

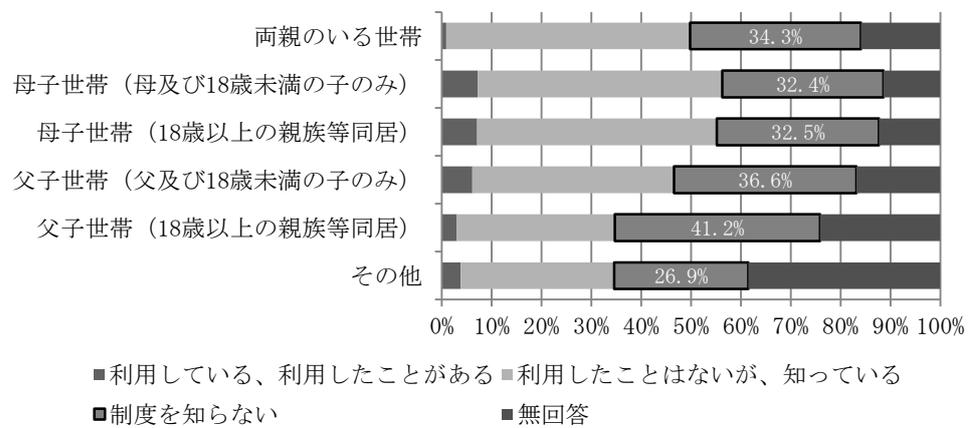
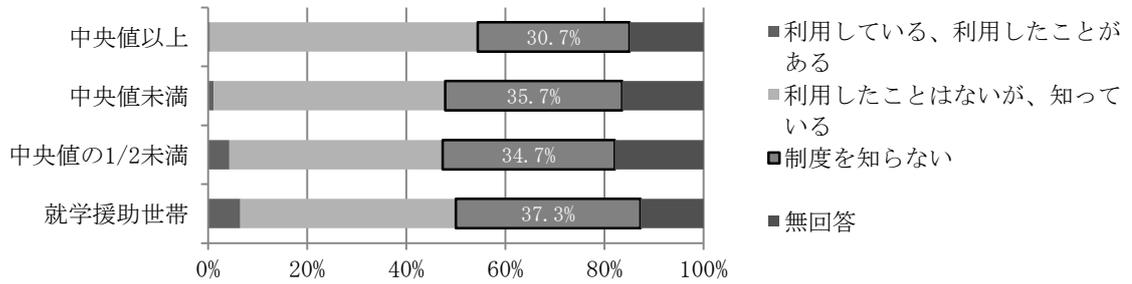
- ・ 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。

【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。(複数回答)

	両親のいる世帯	母子世帯(母及び18歳未満の子のみ)	母子世帯(18歳以上の親族等同居)	父子世帯(父及び18歳未満の子のみ)	父子世帯(18歳以上の親族等同居)	その他
1 保育所等の施設の充実	2,553 20.1%	249 10.8%	150 12.8%	12 9.2%	37 18.6%	6 23.1%
2 放課後児童クラブ(学童保育)や病児保育の充実	3,254 25.6%	515 22.4%	214 18.3%	13 9.9%	31 15.6%	7 26.9%
3 子どもを気軽に(一時的に)預かってくれる場所やサービス	2,733 21.5%	433 18.8%	202 17.3%	18 13.7%	24 12.1%	2 7.7%
4 低い家賃で住めるところ(公営住宅など)	1,540 12.1%	912 39.7%	371 31.7%	30 22.9%	26 13.1%	7 26.9%
5 子どもの教育のための経済的支援	6,071 47.7%	1,152 50.1%	569 48.7%	64 48.9%	90 45.2%	13 50.0%
6 日頃の生活のための経済的支援(子育ての手当や公的助成)	3,853 30.3%	912 39.7%	409 35.0%	56 42.7%	68 34.2%	8 30.8%
7 子どもの医療制度の充実	6,876 54.1%	753 32.8%	448 38.3%	48 36.6%	92 46.2%	4 15.4%
8 子どもの進路や就労について相談できるところ	1,413 11.1%	269 11.7%	171 14.6%	16 12.2%	27 13.6%	2 7.7%
9 保護者の就労について相談できるところ	407 3.2%	101 4.4%	60 5.1%	5 3.8%	8 4.0%	1 3.8%
10 生活向上のための保護者の資格取得、教育の機会	962 7.6%	245 10.7%	137 11.7%	10 7.6%	13 6.5%	1 3.8%
11 子どもの将来のために職場体験等ができる機会	2,684 21.1%	285 12.4%	179 15.3%	23 17.6%	37 18.6%	6 23.1%
12 子どもが安心して遊べる場所(子どもの遊び場や施設)	4,284 33.7%	426 18.5%	268 22.9%	29 22.1%	36 18.1%	7 26.9%
13 子どもにとって自然体験や集団遊びなどの機会(子どもが参加できるイベント)	1,609 12.7%	147 6.4%	107 9.2%	10 7.6%	17 8.5%	2 7.7%
14 地域における子どもの居場所	1,313 10.3%	144 6.3%	93 8.0%	17 13.0%	21 10.6%	2 7.7%
15 子育て中の親同士が交流できる場所	325 2.6%	25 1.1%	22 1.9%	0 0.0%	6 3.0%	0 0.0%
16 子どもが無料もしくは安価で食事ができる場所	1,015 8.0%	285 12.4%	116 9.9%	23 17.6%	26 13.1%	1 3.8%
17 移送サービス	829 6.5%	147 6.4%	100 8.6%	11 8.4%	20 10.1%	3 11.5%
18 無償もしくは低料金の学習支援	4,476 35.2%	828 36.0%	415 35.5%	38 29.0%	65 32.7%	10 38.5%
19 家族以外の世代の異なる人との交流の機会	642 5.0%	52 2.3%	32 2.7%	4 3.1%	12 6.0%	1 3.8%
20 その他	332 2.6%	36 1.6%	28 2.4%	3 2.3%	3 1.5%	0 0.0%
21 特にない	298 2.3%	36 1.6%	19 1.6%	8 6.1%	11 5.5%	2 7.7%
22 無回答	1,697 13.3%	474 20.6%	221 18.9%	23 17.6%	29 14.6%	1 3.8%

- 就学援助世帯や、母子世帯、父子世帯の保護者に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。

【保護者回答】次の公的制度を利用した（または支援を受けた）ことがありますか。「母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金」



4 主な課題

(1) 子どもの教育に関する課題

① 子どもの授業の理解度

- ・ 家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子どもたちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実する必要があります。
- ・ 学校においては、子どもが家庭環境に左右されることなく学力を身につけることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進する必要があります。

② 子どもの就学

- ・ 教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進する必要があります。

③ 子どもの学校生活等

- ・ スクールカウンセラーの配置など、子どもが悩みを相談できる体制の充実を図る必要があります。
- ・ 学校と、家庭、地域及び関係機関が連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、適切な支援につなげる体制の強化を図る必要があります。

(2) 子どもと保護者の生活に関する課題

① 子どもの家庭環境

- ・ 家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子どもたちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実する必要があります。【再掲】
- ・ 保護者が子どもとの団らんや会話のための時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進する必要があります。

② 子どもの居場所

- ・ 子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への取組の拡大を図る必要があります。

③ 子どもの朝食の摂取

- ・ 保護者が子どもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進する必要があります。
- ・ 朝食の摂取を含めた、子どもの望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、学校や地域と連携し、子どもと保護者に対する食育を推進する必要があります。

④ 世帯の住居

- ・ 母子世帯等に対し、公営住宅における優先入居枠の設定や、民間賃貸住宅のセーフティネット住宅への登録促進などにより、家賃負担の少ない住居の確保を支援する必要があります。

⑤ 保護者への相談支援

- ・ ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。
- ・ ひとり親世帯の保護者のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談の取組を推進する必要があります。
- ・ ひとり親世帯への相談支援を行う支援者のスキルアップを図るため、支援者に対する研修等を充実する必要があります。

(3) 保護者の就労に関する課題

① 母子世帯の保護者の就労

- ・ ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、母子世帯の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援する必要があります。
- ・ 母子世帯の保護者に対し、教育訓練や資格取得を支援する給付金等の支援制度の周知を図るとともに、その活用を促進する必要があります。
- ・ 母子世帯の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図る必要があります。

② 子どもの放課後の過ごし方

- ・ 保護者が就労により放課後に家にいない子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図る必要があります。

【再掲】

③ 保護者の仕事と子育ての両立

- ・ 保護者が、子どもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進する必要があります。

(4) 世帯の経済状況に関する課題

① 子どもの医療機関の受診

- ・ 子どもが適切な医療を受ける機会を確保するため、子どもの医療費助成の現物給付を中学生まで拡大する必要があります。

② ひとり親世帯の経済的な支援

- ・ ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。【再掲】
- ・ 生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進する必要があります。
- ・ ひとり親世帯の保護者のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談の取組を推進する必要があります。【再掲】

第3章 前期計画の取組状況

1 主な指標の進捗状況

- 前期計画（いわての子どもの貧困対策推進計画）では、子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来への希望であるとの考えの下、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を実現するため、以下の指標を設定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援及び被災児童等に対する支援に取り組みました。
- 平成30年度実績では、「(4) 生活保護世帯の子どもの大学等進学率」及び「(7) ひとり親家庭等就業・自立支援センター利用による就職者数」において、令和元年度の目標値を下回っている状況にあります。

指標内容	現状値 (H26年度)	H27年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (R元年度)
(1) スクールソーシャルワーカー(※1)の配置人数	12人	14人	17人	19人	18人	17人
(2) 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.6%	93.9%	92.2%	94.2%	(速報値) 96.3%	90.7% 以上
(3) 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	3.9%	3.3%	6.0%	5.1%	(速報値) 3.2%	3.8% 以下
(4) 生活保護世帯の子どもの大学等進学率	29.0%	22.9%	28.0%	31.3%	(速報値) 20.5%	29.1% 以上
(5) 生活困窮世帯等に対する子どもの学習支援事業の参加者数	310人	389人	423人	494人	609人	360人
(6) 就職支援のための高等学校訪問件数	2,316件	2,384件	2,354件	2,503件	2,754件	2,500件
(7) ひとり親家庭等就業・自立支援センター(※2)利用による就職者数	43人	40人	41人	39人	39人	43人
(8) 母子家庭の母のうち就労収入月額が15万円以上の者の割合	(H25) 30.2%	(H25) 30.2%	(H25) 30.2%	(H25) 30.2%	(H30) 33.5%	(H30) 31.5%
(9) 被災により保護者を亡くした子どもの高等学校等進学率(発災以降の進学者の割合)	99.1%	99.3%	99.3%	99.1%	(速報値) 100.0%	99.2% 以上
(10) 被災により保護者を亡くした子どもの大学等進学率(発災以降の進学者の割合)	79.8%	74.0%	73.0%	73.1%	(速報値) 86.6%	79.9% 以上

2 取組の課題

- ・ 「(4) 生活保護世帯の子どもの大学等進学率」については、年度により、実績値に増減が生じています。

平成30年度実績においては目標値を下回っていますが、これは、高等学校卒業後の進路として就職を希望した子どもが多かったためと考えられます。

今後も、生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の進路については、本人の希望を確認し必要な援助を行うとともに、大学等への進学を希望する子どもに対しては、経済的な理由により進学を断念することなく安心して学ぶことができるよう、支援制度の周知と活用促進を図っていく必要があります。

- ・ 「(7) ひとり親家庭等就業・自立支援センター利用による就職者数」において、各年度の実績値が目標値を下回っていますが、これは、センターの周知が行き届いていないことや、開設時間がひとり親家庭のニーズに対応しきれていないことなどにより、就業相談件数が減少傾向にあり、就職者数の増に結び付かなかったためと考えられます。

センターの周知と相談窓口の柔軟な運用による活用促進を図るとともに、ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、関係機関の連携による包括的な相談・就労支援体制を構築していく必要があります。

※1 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持ち、専門的な知識や技術を有する者です。

多様な方法を用いて学校や教育委員会の課題解決を支援するために、各教育事務所に配置されています。

※2 母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦を対象に、個々の家庭の状況や職業適性などに配慮しながら、専門の相談員による就業支援を行うほか、セミナー、研修会などを開催し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援しています。

第4章 施策の内容

1 基本目標

子どもたちが自分の将来に希望を持ち、
幸せを感じることができるいわて

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来への希望であるとの考えの下、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持ち、幸せを感じることができる社会の実現を目指します。

2 重点施策

重点施策1 教育の支援

重点施策2 生活の安定に資するための支援

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

重点施策4 経済的支援

重点施策5 被災児童等に対する支援

- ・ 第2章及び前章における課題に対応し、基本目標の実現を図るため、政府が定める「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」を重点施策とし、取組を推進します。
- ・ さらに、東日本大震災津波の発災から9年が経過し、令和2年度で国の復興・創生期間が終了しますが、被災した子どもの成長に応じ、引き続き安定した養育環境を確保する必要があることから、「被災児童等に対する支援」も重点施策に位置付け、取組を推進します。

3 計画の推進に当たって考慮する視点

- 平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」（※）が盛り込まれています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人として取り残さない」の理念の下、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すものです。

- この理念は、子どもたちが自分の将来に希望を持ち、幸せを感じることができる社会の実現を目指そうとする本計画の基本目標に相通じるものであることから、本県においても「誰一人として取り残さない」との視点に立ち、本計画の推進を通じて、持続可能な社会の構築に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

※ 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを基本方針としています。

重点施策 1 教育の支援

【教育の支援に関する指標】

① 学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
21	27	30	33	—	—

② 学校の授業が分かる児童生徒の割合（％）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
小 90	小 92	小 93	小 94	—	—
中 77	中 79	中 80	中 81		
高 76	高 78	高 79	高 80		

③ 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
(H29) 94.2	(R 元) 95.2	(R2) 96.2	(R3) 97.2	—	—

④ 学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合（％）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
小 88	小 90	小 90	小 91	—	—
中 88	中 90	中 90	中 91		
高 87	高 89	高 89	高 90		

※ 指標設定の考え方（重点施策 1 から重点施策 4 まで同様）

- ・ マスタープランである「いわて子どもプラン（2020～2024）」において設定している指標・目標値（「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおいて設定している指標・目標値を設定）を用いた。
- ・ 「いわて子どもプラン（2020～2024）」に指標・目標値がない場合は、「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プラン又は他の基本的な計画において設定している指標・目標値を用い、これにより難しい場合は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」において設定している指標を勘案し、新たに指標・目標値を設定した。
- ・ 「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プラン及び「健康いわて 21 プラン（第 2 次）」については、計画期間が令和 4 年度までとなっていることから、次期プラン策定時に本計画の指標・目標値の見直しを行うこととする。

【教育の支援に関する施策】

施策項目	具体的な推進方策
(1) 子どもの授業の理解度に関する支援	① 学習支援の場の充実
	② 学校における支援の推進
(2) 子どもの就学に関する支援	① 就学に関する支援の周知、活用促進
	② 進学に関する支援の周知、活用促進
(3) 子どもの学校生活等に関する支援	① 相談体制の充実
	② 支援につなげる体制の強化
	③ 経済的な支援の推進
(4) その他の支援	① 幼児教育の充実
	② 高校生、高校中途退学者への支援の推進

重点施策 1 教育の支援

(1) 子どもの授業の理解度に関する支援

(基本方向)

- 家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子どもたちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実します。
- 学校においては、子どもが家庭環境に左右されることなく学力を身につけることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、授業の理解度が低い傾向にあり、その理由として、宿題や予習・復習などの家庭学習の不足を挙げた割合が高くなっています。
- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、家庭での学習時間が少ない傾向にあります。
- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、授業の理解度が低く、授業がわからない理由として、勉強する気が起きないことを挙げた割合が高くなっています。
- ・ 収入が中央値の1/2未満の世帯の子どものうち、授業の理解度が低い子どもは、高い子どもに比べ、家族の良いところとして、家で落ち着いて勉強できることを挙げた割合が低くなっています。
- ・ 収入に関わらず、約半数の子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。

具体的な推進方策

① 学習支援の場の充実

- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施に加え、市町村が実施する公営塾(※1)や、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組などにより、全市町村への学習支援事業の展開を図ります。〔地域福祉課、子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後子供教室(※2)等により、子どもの学びの場づくりを支援します。〔生涯学習文化財課〕
- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕

② 学校における支援の推進

- ・ 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもたちが確かな学力を身につけられるよう、学習上のつまずきに応じたきめ細かな指導を推進します。〔学校教育課〕
- ・ 各学校が、学校経営計画(※3)の重要課題として学力向上の具体的な目標を設定し、諸調査の結果分析等による組織的な授業改善や教員の授業力の向上、学校と家庭・地域と連携した家庭学習の充実などを進めることにより、目標が達成されるよう、支援、指導の強化に取り組みます。〔学校教育課、学校調整課〕
- ・ 子どもの自己肯定感を育成するため、達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿

勢を身に付けることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。〔生涯学習文化財課〕

※1 学習支援のための独自の取組として市町村が運営する学習塾です。

※2 子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業です。

小学校の余裕教室や体育館、公民館等において実施されています。

※3 学校の教育目標の実現を目指し、前年度の学校評価の結果を生かしながら、各年度における学校運営方針や目標及び重点項目と、これを達成するための具体的方策等を示すもので、学校経営の改善を図るマネジメントサイクルのツールとして、全ての学校で作成しています。

重点施策 1 教育の支援

(2) 子どもの就学に関する支援

(基本方向)

- 教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 母子家庭の保護者は、子どもに、理想的には大学まで進んでほしいが、現実的には高校までと考えている場合が多く、そのように考える理由として2割以上の保護者が経済的な事情を挙げています。
- ・ 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっています。
- ・ 子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が、母子家庭や就学援助世帯の保護者に行き届いていません。

具体的な推進方策

① 就学に関する支援の周知、活用促進

- ・ 義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき市町村が行う就学援助により引き続き必要な経済的支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの配置等により、教育相談体制の充実を図ります。〔教育企画室、学校調整課〕
- ・ 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。〔教育企画室〕
- ・ 経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう制度等の周知を図ります。
就学を希望する全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯への授業料を免除する高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金支給事業(※1)を実施します。
また、新たに高等学校等専攻科における低所得世帯への授業料等負担軽減事業を実施します。〔学事振興課、教育企画室〕
- ・ 高等学校の生徒等の負担軽減を図るため、県立高校の授業料の減免を行うとともに、私立高校等が行う授業料や入学金の減免等を支援します。〔学事振興課、教育企画室〕

② 進学に関する支援の周知、活用促進

- ・ 意欲と能力のある学生が経済的理由により就学を断念することなく安心して学べるよう、就学のための資金の貸付けや、県立大学や県内の専修学校等の授業料減免などにより、学生の就学を支援するとともに、これらの教育費負担軽減制度の周知を図り活用を促進します。〔学事振興課、医療政策室、子ども子育て支援室、定住推進・雇用労働室、農業普及技術課〕
- ・ 意欲と能力のある高校生が経済状況にかかわらず大学等への就学の機会を得ることができるよう、給付型奨学金の拡充など、大学等奨学金事業の充実について国に働きかけます。〔学事振興課〕

- ・ ひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付金(※2)の貸付事務の円滑な履行と周知に努め、生活の安定と子どもの進学・就業等を支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の子どもを経済的に支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学準備金等を支給するとともに、大学等に進学した場合は、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給します。〔地域福祉課〕
- ・ 児童養護施設の子どものうち特に厳しい環境に置かれた子どもの大学等への進学のための支援策の充実について、国に働きかけます。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職し、又は進学することができるよう家賃や生活費の貸付事業を支援するほか、就職時やアパート等を賃借する際に必要となる身元保証人を確保するための事業を行い子どもたちの自立を促進します。〔子ども子育て支援室〕

※1 授業料以外の教育費を支援するため、生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、返済不要の給付金を支給する制度です。

※2 児童を扶養している配偶者のない女子又は男子に対し、その経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、併せてその女子又は男子が扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける制度です。

重点施策 1 教育の支援

(3) 子どもの学校生活等に関する支援

(基本方向)

- スクールカウンセラー(※1)の配置など、子どもが悩みを相談できる体制の充実を図ります。
- 学校と、家庭、地域、関係機関が連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、適切な支援につなげる体制の強化を図ります。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 母子家庭では、両親のいる家庭及び父子家庭に比べ、経済的な理由により子どもの給食費や教材費が払えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。
- ・ 小学5年生では、経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連がより大きいことが窺えます。
- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、嫌なことや悩みを誰にも相談しない割合が高くなっています。

具体的な推進方策

① 相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の心理面や情緒面の支援を行います。〔学校調整課〕
- ・ 児童相談所が支援する子どものうち、不登校児に対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を派遣し、心のふれ合いを通じた健全育成を図ります。〔子ども子育て支援室〕

② 支援につなげる体制の強化

- ・ 児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。
特に、子どもを取り巻く環境の調整を図るスクールソーシャルワーカーの配置や制度周知を図ることなどにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の強化に取り組みます。〔学校調整課〕
- ・ 福祉事務所や市町村、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会(※2)などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ることにより、経済的に支援が必要な子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。〔学校調整課〕

③ 経済的な支援の推進

- ・ 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施し、学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。〔地域福祉課、教育企画室、保健体育課〕
- ・ 生活保護世帯の小中学生・高校生に学習参考書等の購入費及び課外クラブ活動に要する費用に充てる経費として学習支援費を支給します。〔地域福祉課〕

※1 学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し、心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者です。

※2 虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場として、地方公共団体が設置・運営する組織です。

重点施策 1 教育の支援

(4) その他の支援

現状と課題

- ・ 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼児教育の充実を図る必要があります。
- ・ 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防するために重要であることから、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中途退学者の就学を支援する必要があります。

具体的な推進方策

① 幼児教育の充実

- ・ 子どもがより質の高い幼児教育を受けられるよう、関係部局と連携の下、幼稚園教諭、保育士、保育教諭を対象とした研修の充実を図ります。
また、教育の質の向上を目的とした幼稚園等の取組を支援するとともに、幼児教育センター(※1)の設置及び幼児教育アドバイザー(※2)の養成等により、幼児教育推進体制の強化を図ります。〔学事振興課、学校教育課〕
- ・ 幼児教育アドバイザーによる幼稚園・保育所・認定こども園の職員を対象とした子育て支援や地域との連携等についての研修等を通じて、家庭と連携した幼児教育の推進に取り組みます。〔子ども子育て支援室、学校教育課〕
- ・ 幼児教育の保育料について、幼児教育・保育の無償化(※3)のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られてきていますが、より一層、保護者の負担軽減が図られるよう、国に要望するとともに、質の高い幼児教育の確保を図ります。〔学事振興課、子ども子育て支援室〕

② 高校生、高校中途退学者への支援の推進

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた教育相談体制の整備や学習・生活面の支援をすることにより、高等学校の中途退学の防止に努めます。
また、中途退学者が再チャレンジできる環境を整えます。〔学校調整課、学校教育課〕
- ・ 生徒が自らのあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、各県立学校において「いわてキャリア教育指針」(※4)に基づきキャリア教育全体計画を作成し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等を実施するなど、計画的・組織的なキャリア教育の推進に取り組みます。〔学校調整課〕
- ・ 様々な理由で、高等学校を卒業できなかった方の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験(高等学校卒業程度認定試験)を実施します。〔生涯学習文化財課〕

-
- ※1 幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点です。
- ※2 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者です。
- ※3 生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、令和元年10月1日から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化が図られました。
- 無償化の対象は、小学校就学前子どものうち、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども及び満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある保護者等が市町村民税世帯非課税者である子どもです。
- ※4 キャリア教育を実践する上での基本的な考え方や、発達段階に応じたキャリア教育の在り方、キャリア教育を推進するための体制等について取りまとめ、本県におけるキャリア教育の方向性を示したものです。

重点施策 2 生活の安定に資するための支援

【生活の安定に資するための支援に関する指標】

① 学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
21	27	30	33	—	—

② いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数（事業者）〔累計〕

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
123	215	265	315	—	—

③ 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数（市町村）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
16	24	29	33	—	—

④ 朝食を毎日食べる子どもの割合の増加（％）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
小学 4 年生 96.5					
中学 3 年生 89.1	—	—	100％に近づ ける	—	—
高校 3 年生 84.7					

（健康いわて 21 プラン（第 2 次））

⑤ 困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合（％）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
(H30) 母子 28.7 父子 36.4	—	—	—	(R5) 母子 17.7 父子 25.4	—

（岩手県ひとり親世帯等実態調査（5 年毎に実施））

※ 指標設定の考え方については、31 ページを参照。

【生活の安定に資するための支援に関する施策】

施策項目	具体的な推進方策
(1) 子どもの家庭環境に関する支援	① 学習支援の場の充実 ② 仕事と子育ての両立支援の促進
(2) 子どもの居場所に関する支援	① 子どもの居場所の充実
(3) 子どもの朝食の摂取に関する支援	① 仕事と子育ての両立支援の促進 ② 食育の推進
(4) 世帯の住居に関する支援	① 住居の確保支援の推進
(5) 保護者への相談支援	① 相談支援の充実 ② 支援者のスキルアップの推進 ③ お金や家計管理に関する相談支援の推進
(6) その他の支援	① 高校生、高校中途退学者等の就職支援の推進 ② 児童虐待への対応強化 ③ 社会的養育の推進

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(1) 子どもの家庭環境に関する支援

(基本方向)

- 家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子どもたちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実します。【再掲】
- 保護者が子どもとの団らんや会話のための時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 家族の団らんや会話が多いこと、家で落ち着いて勉強できることなどの家庭環境と、子どもの幸福感・自己肯定感とは、大きく関連していることが窺えます。

具体的な推進方策

① 学習支援の場の充実

- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施に加え、市町村が実施する公営塾や、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組などにより、全市町村への学習支援事業の展開を図ります。【再掲】〔地域福祉課、子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後子供教室等により、子どもの学びの場づくりを支援します。〔生涯学習文化財課〕

② 仕事と子育ての両立支援の促進

- ・ いわてで働こう推進協議会(※)を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。〔定住推進・雇用労働室〕
- ・ 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。〔子ども子育て支援室〕

※ 若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関で構成する推進組織です。

重点施策 2 生活の安定に資するための支援

(2) 子どもの居場所に関する支援

(基本方向)

- 子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への取組の拡大を図ります。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 収入に関わらず、約半数の子どもが「子ども食堂」の利用を望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。

具体的な推進方策

① 子どもの居場所の充実

- ・ 様々な事情を抱える子どもが食事や勉強、地域の幅広い年齢層と交流しながら安心して過ごすことができる子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」(※)を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。〔子ども子育て支援室〕

※ 子ども食堂など、子どもの居場所づくりに取り組む団体等により、平成30年5月に設立された連携組織で、子どもの居場所の開設・運営に関する支援などを行っています。

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(3) 子どもの朝食の摂取に関する支援

(基本方向)

- 保護者が子どもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。
- 朝食の摂取を含めた、子どもの望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、学校や地域と連携し、子どもと保護者に対する食育を推進します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、食べない理由として、食べる時間がないことを挙げた割合が高くなっています。
また、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を大人の家族と一緒に食べる頻度が低くなっています。
- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、大人の家族と朝食と一緒に食べることがよくある割合も低くなっています。

具体的な推進方策

① 仕事と子育ての両立支援の促進

- ・ いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】〔定住推進・雇用労働室〕
- ・ 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕

② 食育の推進

- ・ 子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに、朝食の摂取を含めた、望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。〔県民くらしの安全課、保健体育課〕
- ・ 歯科医療機関の受診ができない等の家庭環境による多発性むし歯を予防するため、市町村・保育所・学校等における集団フッ化物洗口の取組の促進に向けて、専門的・技術的支援を行います。〔健康国保課〕
- ・ 保育所を始めとした児童福祉施設においては、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(※1)や「保育所における食事の提供ガイドライン」(※2)を活用し、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握して、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 児童養護施設等においては、施設の小規模かつ地域分散化により家庭的養護を促進するとともに、国が定める児童養護施設運営指針に基づき、施設内における食育を推進します。〔子ども子育て支援室〕

-
- ※1 国の「児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会」が取りまとめた、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理を実践するにあたっての考え方の例を示す報告書です。
- ※2 保育所の食事の運営に関わる幅広い方々が、将来に向けて、保育所における食事をより豊かなものにしていくよう検討する際の参考として厚生労働省が作成したガイドラインです。

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(4) 世帯の住居に関する支援

(基本方向)

- 母子家庭等に対し、公営住宅における優先入居枠の設定や、民間賃貸住宅のセーフティネット住宅(※)への登録促進などにより、家賃負担の少ない住居の確保を支援します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 母及び18歳未満の子のみの母子家庭では、7割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。

具体的な推進方策

① 住居の確保支援の推進

- ・ ひとり親家庭や住宅困窮度の高い子育て世帯について、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅(※))の周知及び住宅登録の推進や、公営住宅への入居者募集に係る優先入居枠の設定などにより、住まいの確保を支援します。〔建築住宅課〕
- ・ 母子福祉資金貸付金等の住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住宅の移転に必要な資金)の貸付けを通じ、ひとり親家庭の住宅支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失した方又はそのおそれのある方に住居確保給付金を支給します。〔地域福祉課〕

※ 新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。住宅確保要配慮者の範囲は登録された住宅によって異なります。

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(5) 保護者への相談支援

(基本方向)

- ひとり親家庭の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築します。
- ひとり親家庭の保護者のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談の取組を推進します。
- ひとり親家庭への相談支援を行う支援者のスキルアップを図るため、支援者に対する研修等を充実します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子家庭及び父子家庭の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。

具体的な推進方策

① 相談支援の充実

- ・ ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、サポートセンターを設置し、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活困窮世帯の保護者に対し、生活困窮者自立相談支援機関(※1)において支援プランを作成し、関係機関との連携の下、自立に向けた支援を行います。〔地域福祉課〕
- ・ 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに配置した養育費相談員による相談活動を実施するとともに、養育費相談支援センター(※2)と連携し、きめ細かな相談支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 弁護士による無料法律相談を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 児童相談所や市町村において児童の養育に関する相談に対応するとともに、民生委員・児童委員による地域での世帯の生活状況の把握や必要な情報提供等の支援を行います。〔地域福祉課、子ども子育て支援室〕
- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置します。〔生涯学習文化財課〕
- ・ 障がいのある保護者が就業や生活面で不当な差別を受けることがなく、合理的配慮がなされるように普及啓発に努めるほか、障がい者就業・生活支援センター(※3)において、関係機関との連携の下に、就業面と生活面の一体的な支援を行います。〔障がい保健福祉課〕
- ・ 市町村、保健所や精神保健福祉センターにおいて心と体の健康相談などに対応するとともに、心の健康に関する正しい理解や知識の普及啓発に努めます。〔健康国保課、障がい保

健福祉課]

- ・ 家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村等で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことができる体制づくりを目指します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。

また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実を努めます。〔子ども子育て支援室〕

- ・ 全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う市町村を支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した子どもの養育を支援することが特に必要と認められる保護者や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該乳児等の居宅において養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村を支援します。〔子ども子育て支援室〕

② 支援者のスキルアップの推進

- ・ 市町村や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、ひとり親家庭への相談支援を行う支援者を対象とした研修等を実施します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動の充実・強化を図るため、住民の福祉ニーズに対応した研修を実施します。〔地域福祉課、子ども子育て支援室〕
- ・ 母子・父子自立支援員(※4)等の資質向上を図るため、民間団体とも連携を図りながら、研修を継続して実施するとともに、各種研修への参加を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報提供の場として活用されるよう、幼児教育アドバイザーによる職員を対象とした子育て支援や地域との連携等についての研修等を通じて、その機能の充実に努めます。〔子ども子育て支援室、学校教育課〕
- ・ 子育てサポーター(※5)等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修会等を実施します。〔生涯学習文化財課〕

③ お金や家計管理に関する相談支援の推進

- ・ ひとり親家庭の保護者のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談を実施します。〔子ども子育て支援室〕

※1 生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関です。

※2 養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うために国が設置する支援機関です。

※3 障害のある方の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関です。

※4 母子家庭や父子家庭、寡婦の福祉増進のため、身上相談に応じ、その自立に必要な指導に当たっており、各広域振興局等保健福祉環境部に配置しています。

※5 県教育委員会が実施する子育てサポーター養成講座修了者のうち、地域の子育て支援に指導的な立場で携わる支援者として活動する「岩手県子育てサポーター」に登録した方です。

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(6) その他の支援

現状と課題

- ・ 就職を希望する高校生、高校中途退学者等に対し、就職後も、安定して就労を継続し、生活の自立を確立できるよう、就職や就職後の定着を支援する必要があります。
- ・ 児童虐待への対応を強化するとともに、生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合においても、家庭的な環境で養育されるよう支援する必要があります。

具体的な推進方策

① 高校生、高校中途退学者等の就職支援の推進

- ・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、キャリアカウンセリングや就職セミナー等により、就職活動や職場定着を支援します。
特に高校生については、広域振興局等に配置した就業支援員(※1)等が、学校や企業訪問・相談を通じて就職や就職後の定着を支援します。〔定住推進・雇用労働室〕
- ・ 高校生、高校中退者等に雇用・職業能力開発・就学などの必要な情報を適切に届けるため、高等学校、若者サポートステーション(※2)等と連携し、就労支援策の周知に努めます。
〔学事振興課、学校調整課、学校教育課〕

② 児童虐待への対応強化

- ・ 増加する児童虐待相談対応件数及び複雑・困難なケースへの対応のため、児童相談所職員の専門性を強化するための研修の実施など相談機能の強化及び市町村等関係機関との連携強化を図ります。〔子ども子育て支援室〕

③ 社会的養育の推進

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちが家庭的な環境で生活できよう、「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、施設の小規模かつ地域分散化や里親委託率の向上等、家庭養育優先原則の実現に向けた取組の推進を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 児童養護施設や児童自立支援施設等の退所児童の相談援助や就労支援など自立に向けた支援の充実を図るため、施設退所者の相談支援を行う社会的養護自立支援事業(※3)を継続して実施します。
また、自立援助ホーム(※4)の運営を支援し、20歳以降も利用できるよう就学者自立生活援助事業(※5)を継続すること等により、児童養護施設退所児等のアフターケアに取り組みます。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 社会的養育推進計画に基づき、児童養護施設等の職員に対する研修の充実を図ります。
〔子ども子育て支援室〕

-
- ※1 県内各地域における雇用・労働に関する課題に効果的に対応するため、地域内関係機関と連携し、雇用・労働に関するあらゆる相談への対応や、地域内の高等学校（特別支援学校を含む）生徒の就職支援、地域内の若年者の職場定着支援などを行います。
 - ※2 働くことに踏み出したい若者とじっくりと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。
 - ※3 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末までの間、引き続き必要な援助を提供します。
 - ※4 義務教育を終了し、児童養護施設等退所、就職等する児童に対して、共同生活を営む住居において相談や生活・就業に関する支援を行います。
 - ※5 20歳到達後も、大学等に就学中の者にとっては、22歳の年度末まで自立援助ホームによる援助を継続して受けることができます。

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標】

① 離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率（％）

現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R6年度)
(H29) 76.6	(H30) 84.0	(R元) 84.0	(R2) 84.0	—	—

② えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数（社）〔累計〕

現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R6年度)
86	160	200	240	—	—

（「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プラン）

③ 母子世帯の親の正規の職員・従業員の割合（％）

現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R6年度)
(H30) 48.0	—	—	—	(R5) 50.3	—

（岩手県ひとり親世帯等実態調査（5年毎に実施））

④ 保育を必要とする子どもに係る利用定員（4月1日時点）（人）

現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R6年度)
31,302	32,128	32,546	32,970	—	—

⑤ 放課後児童クラブ設置数（5月1日時点）（箇所）

現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R6年度)
385	419	437	456	—	—

⑥ いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数（事業者）〔累計〕【再掲】

現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R6年度)
123	215	265	315	—	—

※ 指標設定の考え方については、31ページを参照。

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する施策】

施策項目	具体的な推進方策
(1) ひとり親家庭の保護者の就労に関する支援	① 保護者のスキルアップや就労の包括的支援の推進
	② 支援制度の周知と活用促進
	③ 保育サービス等の充実
(2) 子どもの放課後の過ごし方に関する支援	① 保育サービス等の充実
(3) 保護者の仕事と子育ての両立に関する支援	① 仕事と子育ての両立支援の促進

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) ひとり親家庭の保護者の就労に関する支援

(基本方向)

- ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、母子家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。
- 母子家庭の保護者に対し、教育訓練や資格取得を支援する給付金等の支援制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。
- 母子家庭の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 就学援助世帯の6割を母子家庭が占めるなど、母子家庭の収入が低い状況にあります。
- ・ 母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。
- ・ 母子家庭の保護者は、両親のいる家庭や父子家庭に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。

具体的な推進方策

① 保護者のスキルアップや就労の包括的支援の推進

- ・ ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築し、民間団体や関係機関の連携により、ひとり親家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 再就職に向けて必要な知識、技術等を取得するため、民間教育訓練機関や職業能力開発施設において、ハローワークで求職活動を行っている求職者を対象とした訓練や、子育て・介護等により長期間、離職していた女性を対象とした短期講習を実施します。〔定住推進・雇用労働室〕
- ・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、就業に関する情報提供やキャリアカウンセリングを通じ、保護者等の就業を支援します。〔定住推進・雇用労働室〕
- ・ ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動及び職場開拓のための企業訪問の実施や、同センターにおける就業支援講習会等の実施により就業支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 母子・父子自立支援員等による個々の事情に応じた自立支援プログラムの策定を通じた、きめ細やかな就労支援を行うほか、岩手労働局等の関係機関とも連携を図りながら支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関や生活保護の実施機関において、就労支援員による支援や、

ハローワークと福祉事務所等の連携、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を行います。〔地域福祉課〕

- ・ いわて男女共同参画プランに基づき、母子家庭の保護者をはじめとする女性の職業生活における活躍を支援するとともに、雇用の場における、男女均等な機会及び待遇の確保を推進します。〔若者女性協働推進室、定住推進・雇用労働室〕
- ・ いわて女性活躍推進員の配置により、いわて女性活躍企業等認定制度(※1)を更に普及するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを促進します。〔若者女性協働推進室〕
- ・ 障がいのある保護者が就業や生活面で不当な差別を受けることがなく、合理的配慮がなされるように普及啓発に努めるほか、障がい者就業・生活支援センターにおいて、関係機関との連携のもとに、就業面と生活面の一体的な支援を行います。【再掲】〔障がい保健福祉課〕

② 支援制度の周知と活用促進

- ・ ひとり親家庭の親に対し、自立支援教育訓練給付金事業(※2)や高等職業訓練促進給付金等事業(※3)を実施し、就業やキャリアアップに必要な技能や資格の取得機会の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金等事業の利用者に入学準備金や就職準備金の貸付による支援を行い、就業を促進します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親を支援するとともに、自立支援教育訓練給付金事業等の活用により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 就業、求職活動、疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により子どもの世話などを行い、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活保護を受給している保護者が早期に就労による保護脱却を図れるよう、積極的な求職活動を支援する就労活動促進費や保護脱却直後の不安定な生活を支える就労自立給付金の支給等を行います。〔地域福祉課〕
- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等への就学を希望する場合には、一定の要件の下、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支援します。〔地域福祉課〕

③ 保育サービス等の充実

- ・ 保育所の施設整備を計画的に進めていくとともに、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援や、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付け等により保育士確保を推進し、待機児童の解消を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業(※4)を支援し、地域の実情に応じて実施する多様な保育サービス等の充実を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- ・ ひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおける優先入所・利用が促進されるよう市町村に働きかけを行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 幼児教育の保育料について、幼児教育・保育の無償化のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られてきていますが、より一層、保護者の負担軽減が図られるよう、国に要望します。【一部再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後児童クラブの児童の安全や質を確保するために、市町村の条例で定めた放課後児童支援員が適切に配置されるよう、市町村を支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後児童クラブの運営に係る国庫補助基準額の引き上げなど財政支援の充実について国に要望します。〔子ども子育て支援室〕

-
- ※1 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定します。
 - ※2 母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭等の自立の促進を図るため、母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練給付の指定講座を受講する場合、その受講料の一部を支給するものです。
 - ※3 母子家庭及び父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち一定の期間について、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするための高等職業訓練促進給付金等を支給するものです。
 - ※4 市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する、延長保育や放課後児童クラブなどの事業です。

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(2) 子どもの放課後の過ごし方に関する支援

(基本方向)

- 保護者が就労により放課後に家にいない子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。【再掲】

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 親と18歳未満の子のみの母子家庭及び父子家庭の子どもは、平日の放課後に家で一人で過ごす割合が高くなっています。
- ・ 放課後児童クラブの利用料負担軽減や、サービスの地域格差の解消、利用時間の延長などに関するニーズが高くなっています。

具体的な推進方策

① 保育サービス等の充実

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」(※)に基づき、全ての小学校区に放課後児童クラブや放課後子供教室等の公的な居場所を確保するとともに、地域の実態に配慮しながらプランの実現に努めます。〔子ども子育て支援室、生涯学習文化財課〕
- ・ 保育所の施設整備を計画的に進めていくとともに、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援や、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付け等により保育士確保を推進し、待機児童の解消を図ります。【再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する多様な保育サービス等の充実を図ります。【再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ ひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおける優先入所・利用が促進されるよう市町村に働きかけを行います。【再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後児童クラブの児童の安全や質を確保するために、市町村の条例で定めた放課後児童支援員が適切に配置されるよう、市町村を支援します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ 放課後児童クラブの運営に係る国庫補助基準額の引き上げなど財政支援の充実について国に要望します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕

※ 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、国が定める2019年から2023年までの5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランです。

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(3) 保護者の仕事と子育ての両立に関する支援

(基本方向)

- 保護者が、子どもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。

具体的な推進方策

① 仕事と子育ての両立支援の促進

- ・ いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】〔定住推進・雇用労働室〕
- ・ 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕

重点施策 4 経済的支援

【経済的支援に関する指標】

① 困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合（％）【再掲】

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
(H30) 母子 28.7 父子 36.4	—	—	—	(R5) 母子 17.7 父子 25.4	—

(岩手県ひとり親世帯等実態調査 (5 年毎に実施))

② 自己肯定感を持つ児童生徒の割合（％）

現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
小学生 82.3 中学生 76.9	小学生 83.5 中学生 78.0	小学生 84.0 中学生 79.0	小学生 85.0 中学生 80.0	—	—

(「いわて県民計画 (2019～2028)」政策推進プラン)

※ 指標設定の考え方については、31 ページを参照。

【経済的支援に関する施策】

施策項目	具体的な推進方策
(1) 子どもの医療機関の受診に関する支援	① 医療費助成の推進
(2) ひとり親家庭等の経済的な支援	① 包括的な相談支援の充実
	② 支援制度の周知と活用促進
	③ お金や家計管理に関する相談支援の推進
(3) その他の支援	① 児童養護施設退所者等への支援の推進

重点施策 4 経済的支援

(1) 子どもの医療機関の受診に関する支援

(基本方向)

- 子どもが適切な医療を受ける機会を確保するため、子どもの医療費助成の現物給付を中学生まで拡大します。

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、収入が中央値の 1/2 未満の世帯及び就学援助世帯では、2 割以上が医療費の支払いが困難なことを理由に挙げています。
- ・ 医療費助成制度の対象拡大や現物給付化に関するニーズが高くなっています。

具体的な推進方策

① 医療費助成の推進

- ・ 子育て世帯の適正な医療の確保が図られるよう、子ども、ひとり親家庭等に対する医療費助成を引き続き行うとともに、中学生までの子どもに係る医療費助成の現物給付を実施します。〔健康国保課〕
- ・ 小児慢性特定疾病(※)にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費を助成します。〔子ども子育て支援室〕

※ 児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいいます。

重点施策 4 経済的支援

(2) ひとり親家庭等の経済的な支援

(基本方向)

- ひとり親家庭の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築します。【再掲】
- 生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。
- ひとり親家庭の保護者のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談の取組を推進します。【再掲】

現状（岩手県子どもの生活実態調査結果）

- ・ 母子家庭及び父子家庭の保護者は、両親のいる家庭に比べ、経済的な理由により電気・ガス・水道などが止められた、生活費を金融機関などから借金したなど、生活への影響が大きい経験をした割合が高くなっています。
 - ・ 母子家庭の保護者は、両親のいる家庭及び父子家庭に比べ、経済的な理由により子どもの服や靴を買えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。【再掲】
 - ・ 小学5年生では、経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連がより大きいことが窺えます。【再掲】
 - ・ 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子家庭及び父子家庭の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。
 - ・ 就学援助世帯や、母子家庭、父子家庭の保護者に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。
- ※ これらに加え、近年多発する自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活への影響も注視し、適切に対応していく必要があります。

具体的な推進方策

① 包括的な相談支援の充実

- ・ ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、サポートセンターを設置し、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕

② 支援制度の周知と活用促進

- ・ 子育て世帯への経済的支援を実施するため、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の制度の周知に努め、円滑な事務の履行に努めます。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活福祉資金(※)の貸付けを通じて、低所得世帯等の生活の安定と経済的自立を支援し

ます。〔地域福祉課〕

- ・ ひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付事務の円滑な履行と周知に努め、生活の安定と子どもの進学・就業等を支援します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ ひとり親家庭の親に対し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、就業やキャリアアップに必要な技能や資格の取得機会の充実に努めるとともに、高等職業訓練促進給付金等事業の利用者に入学準備金や就職準備金の貸付による支援を行い、就業を促進します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕
- ・ 生活保護世帯に対し、経済的な支援を行うとともに、自立に向けた支援を行います。〔地域福祉課〕
- ・ 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職し、又は進学することができるよう家賃や生活費の貸付事業を支援するほか、就職時やアパート等を賃借する際に必要となる身元保証人を確保するための事業を行い子どもたちの自立を促進します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕

③ お金や家計管理に関する相談支援の推進

- ・ ひとり親家庭の保護者のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談を実施します。【再掲】〔子ども子育て支援室〕

※ 他の貸付制度が利用できない、収入の少ない世帯や、障がい者の方が属する世帯、高齢者の方が属する世帯へ、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として資金の貸付と必要な相談支援を行います。

重点施策 4 経済的支援

(3) その他の支援

現状と課題

- ・ 児童養護施設を退所する子ども等の自立のため、住まいの確保や進学・就職を支援する必要があります。

具体的な推進方策

① 児童養護施設退所者等への支援の推進

- ・ 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職し、又は進学することができるよう家賃や生活費の貸付事業を支援し、子どもたちの自立を促進します。【一部再掲】〔子ども子育て支援室〕

重点施策5 被災児童等に対する支援

【被災児童等に対する支援に関する施策】

具体的な推進方策
① 被災した子どもの教育の支援
② 被災した子ども等の生活の支援
③ 被災した子ども等に対する経済的支援

重点施策5 被災児童等に対する支援

(基本方向)

- 被災した子どもの安定した養育環境を確保するため、教育の支援、生活の支援、経済的支援の取組を推進します。

現状と課題

- ・ 東日本大震災津波の発生により、本県では、多くの子どもの生活環境に重大な変化が起きました。
- ・ 発災から9年が経過し、令和2年度で国の復興・創生期間が終了しますが、復興の状況等を踏まえながら、被災した子どもの成長に応じ、引き続き安定した養育環境を確保するための取組を推進する必要があります。

具体的な推進方策

① 被災した子どもの教育の支援

- ・ 被災した児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のため、教職員の加配が必要な小・中学校及び県立学校に対し、継続的に教職員を加配します。〔教職員課〕
- ・ 児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。
特に、子どもを取り巻く環境の調整を図るスクールソーシャルワーカーの配置や制度周知を図ることなどにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の強化に取り組みます。【再掲】〔学校調整課〕
- ・ スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の心理面や情緒面の支援を行います。【再掲】〔学校調整課〕
- ・ 地域産業や復興を担う人材を育成するため、就業体験の実施や高大接続改革に対応した大学進学講座等の開催など、沿岸地域の高校生一人ひとりの進路の実現を支援します。〔学校調整課、学校教育課〕
- ・ 放課後子供教室等により、沿岸地域の子どもの学びの場づくりを支援します。〔生涯学習文化財課〕

② 被災した子ども等の生活の支援

- ・ 震災により保護者を亡くした子どもを養育する家庭の養育者が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し支え合う場の提供を行うほか、保護者を亡くした子どもの思いを分かち合う場の提供を行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 震災により保護者を亡くした子どもの状況の把握に努め、子どもの成長に応じた相談支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 沿岸地域の特別支援学校高等部の生徒等の職業実習の受入れ先の確保と就職機会の拡大のため、特別支援学校と企業との連携協議会等の連携の場を継続的に設けることや特別支援学校技能認定制度(※1)等を活用するとともに、職業指導支援員の配置を行います。〔学校教育課〕
- ・ 被災した子どものこころのケアのため、市町村、学校、保育所、児童相談所、医療機関等が連携して支援します。〔子ども子育て支援室〕

③ 被災した子ども等に対する経済的支援

- ・ 震災により親を失った児童生徒等が、希望する進路を選択できるよう、いわての学び希望基金奨学金(※2)による就学支援を行います。〔教育企画室〕
- ・ いわての学び希望基金を活用し、被災した世帯の高校生等への教科書購入費等の支給や、文化活動や運動部活動に励む被災した児童生徒の支援を行います。〔学事振興課、学校調整課、学校教育課、保健体育課〕
- ・ 県立学校においては、震災により甚大な被害を受けた生徒にかかる入学選考料、入学料等を免除するほか、震災により被害を受けた児童生徒にかかる入学選考料、入学金、授業料等の負担軽減を行った私立学校等の設置者に対し補助します。〔学事振興課、教育企画室〕
- ・ 震災により被災した学生の就学を支援するため、県立の専修学校等において授業料等の減免を行います。〔医療政策室、定住推進・雇用労働室、農業普及技術課〕
- ・ 震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に、被災者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う保育料の減免に対して支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- ・ 被災者の住宅再建を促進するため、住宅が全壊する等の被害を受けた被災者に対し、住宅の建設・購入等に要する経費を支援するほか、住宅の建設・購入等のため金融機関から融資を受けた場合の利子に対する補助を行います。〔建築住宅課、生活再建課〕

※1 特別支援学校高等部生徒の働くために必要な技能や態度、意欲などの向上を図るとともに、企業や関係機関の生徒理解や実習及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、技能認定を実施します。

※2 東日本大震災津波で親を失った児童生徒等が、経済的理由により就学を断念することのないよう、奨学金を給付します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、市町村や学校、民間団体、関係機関等との緊密な連携を図りながら施策を推進します。

(1) 市町村との連携

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項の規定により、市町村においても、政府が定める「子供の貧困対策に関する大綱」及び都道府県計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとされています。

全ての市町村において市町村計画が策定され、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策が実施されるよう支援するとともに、市町村計画の取組と連携し施策の推進を図ります。

(2) 学校との連携

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、地域において支援に携わる市町村や民間団体、関係機関等と連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

(3) 民間団体や関係機関等との連携

県全体で、子どもたちが自分の将来に希望を持ち、幸せを感じることができるよう支援する環境を整備するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークの構築など、民間団体や関係機関等との連携・協働を積極的に推進します。

2 計画の進捗状況の公表及び見直し

- ・ 本計画の進捗状況については、毎年度、指標の達成状況、具体的な推進方策の取組状況を取りまとめ、公表します。
- ・ また、「岩手県子ども・子育て会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、実効性のある施策の推進に努めます。

○ 岩手県子ども・子育て会議条例（平成 25 年岩手県条例第 69 号）（抄）

（会長及び副会長）

第 3 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 5 条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

○ 岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会委員・オブザーバー

会長	盛岡大学短期大学部 教授 大塚 健樹
副会長	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 会長 稲田 泰文
委員	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長 浦田 学
委員	岩手県民生委員児童委員協議会 副会長 米田 ハツエ
委員	一般社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会 会長 松本 笑子
委員	岩手県中学校長会 常任理事 村上 淳哉
委員	一般社団法人岩手経済同友会 専務理事 藤澤 光
オブザーバー	公立大学法人岩手県立大学 社会福祉学部 准教授 櫻 幸恵
オブザーバー	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 准教授 堀籠 義裕
オブザーバー	特定非営利活動法人インクルいわて 理事長 山屋 理恵

○ 検討経過

令和元年9月27日	第1回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会
令和元年11月18日	第2回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会
令和元年12月20日	第3回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会
令和2年1月31日	第4回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会
令和2年4月20日	第5回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会
令和2年5月12日	パブリック・コメント（～6月8日）
令和2年7月2日	岩手県議会6月定例会環境福祉委員会

○ パブリック・コメントの実施結果

1 意見の募集期間

令和2年5月12日（火）～令和2年6月8日（月）

2 意見の募集方法

(1) 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架

(2) 県ホームページへの資料等掲載

3 意見の受付件数

合 計	提出方法別内訳		
	郵便（持参）	ファクシミリ	電子メール
4 件	1 件	1 件	2 件

4 意見の反映状況

区 分	内 容	件 数
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	0 件
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	1 件
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	2 件
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	0 件
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	0 件
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	1 件
合 計		4 件

岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）

（岩手県子どもの貧困対策推進計画）

令和2年7月

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL019-651-3111（内線5461） FAX019-629-5456